



対馬市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年 3月
対馬市

はじめに



対馬市長 比田勝 尚喜

近年、こどもたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は解決すべき課題となっています。

このような状況の中、本市においては、令和2年3月に「第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。

また国では、令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」実現に向け、こども施策の基本的な方針などをまとめた「こども大綱」が閣議決定されました。

この度、本市においても「こども大綱」を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「対馬市こども計画」を策定いたしました。本計画は、基本理念を「うちん子も だれん子も おっどん宝」として、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、各種施策を総合的・計画的に推進することを目的としています。関係機関、関係団体と一体となり、取組を推進してまいりますので、市民の皆様並びに関係者の皆様の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「対馬市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査やこども・若者アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、策定に携わった多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景等	1
2 計画の法的根拠と位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 計画の策定体制	7
第2章 対馬市のこども・若者に関する状況	8
1 統計資料から見る現状	8
2 各種調査結果からみるこども・若者の状況	18
3 教育・保育サービスの状況	50
第3章 こども・若者支援の基本的な考え方	54
1 基本理念	54
2 基本目標	54
3 計画の体系	55
第4章 施策の展開	56
基本目標1 こども・若者が自分らしくいられる島	56
(1) こどもが権利の主体であることの理解促進	56
(2) こどもの意見表明とその尊重	56
基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる島	57
(1) 妊娠から子育て世代への支援	57
(2) 教育・保育サービスの充実	58
(3) こどもの居場所の充実	59
(4) 小児医療・小児歯科医療体制の充実	60
(5) 乳幼児と親の健康の確保	60
(6) 経済負担の軽減	61
(7) 食育の推進	62
基本目標3 こどもが安心して遊び、学ぶことができる島	63
(1) 学校教育環境等の整備	63
(2) 次世代の親の育成	63
(3) 家庭や地域における子育て環境の向上	63
(4) 幼児教育・保育施設の環境の整備	64
(5) 子育てしやすい生活環境の整備	65
(6) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善	65

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる島	66
(1) 仕事と家庭との両立の推進	66
(2) 仕事と子育てとの両立の推進	66
基本目標 5 こどもが健やかに成長できる島	67
(1) ひとり親家庭等への支援	67
(2) 低所得者への支援	67
(3) 障がい児等への支援	68
(4) ヤングケアラーへの支援	69
(5) ひきこもり対策の推進	69
(6) こどもと親のきずなづくりへの支援	70
(7) 学童期・思春期における保健対策の推進	70
基本目標 6 こども・若者がいきいきと生活できる島	71
(1) ふるさと学習を通じた郷土愛の育成	71
(2) こども・若者の希望を実現するための取組	71
(3) 人材の確保・育成の推進	72
第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)	73
1 教育・保育提供区域の設定	73
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	74
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	79
第6章 計画の推進に向けて	86
1 計画の推進体制	86
2 計画の達成状況の点検・評価	86
3 庁内及び関係機関等との連携	87
4 こども・子育て支援事業債の活用について	87
5 本計画における目標数値の一覧	88
資料編	89
対馬市子ども・子育て会議設置条例	89
対馬市子ども・子育て会議委員名簿	91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景等

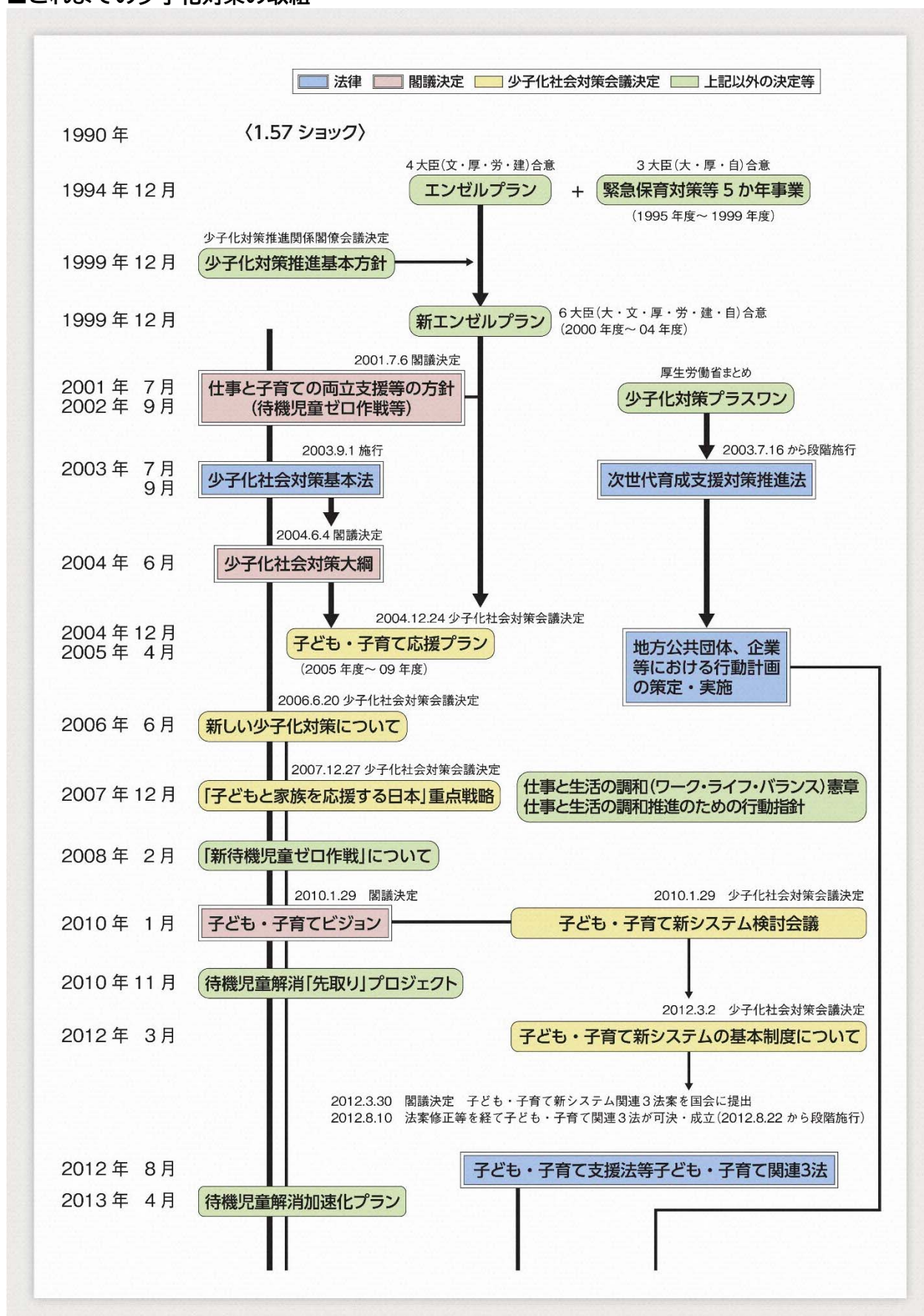
近年、こどもや若者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。令和5（2023）年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加など、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

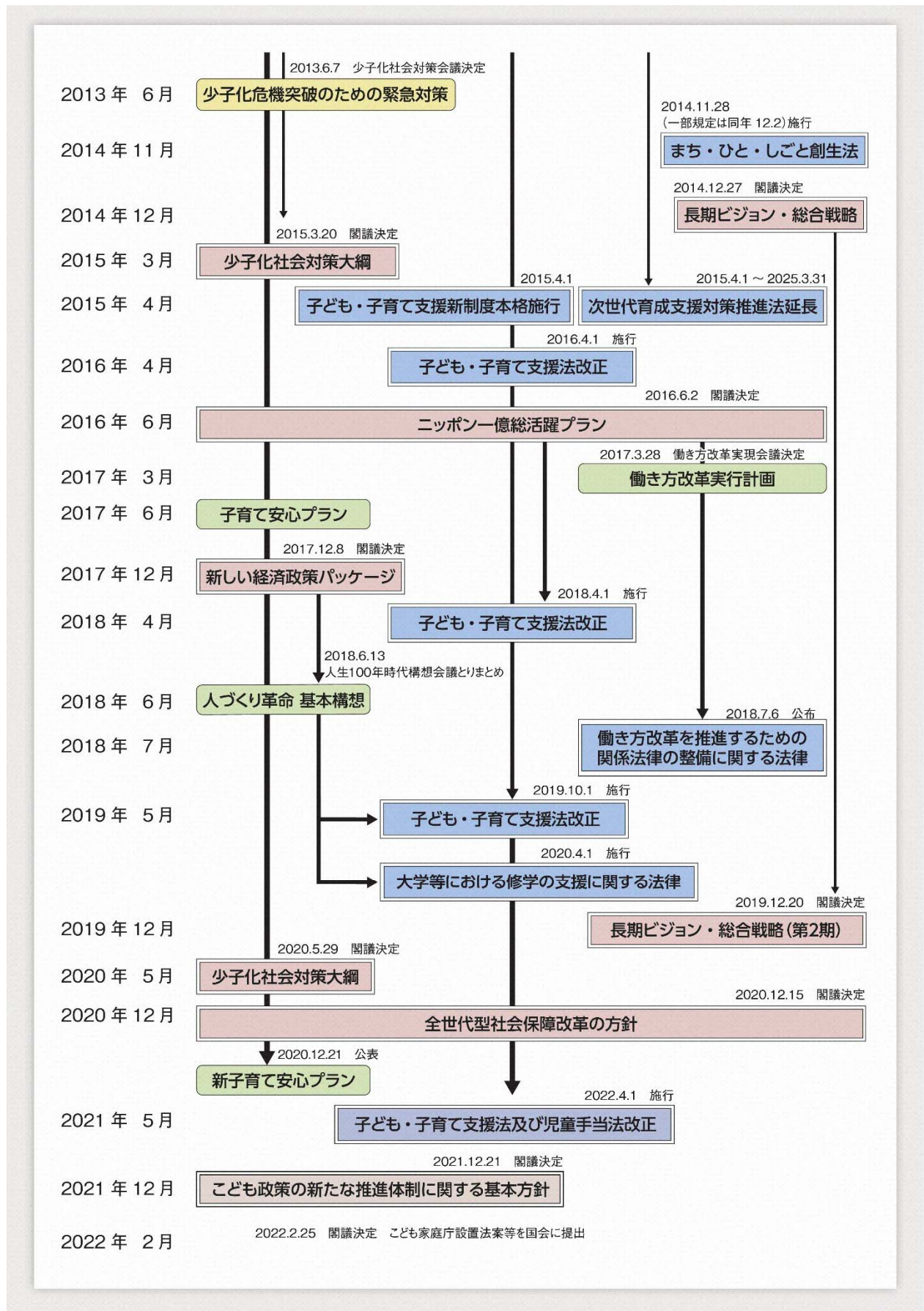
このような中、国においては令和5（2023）年に、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的として「こども家庭庁」を設置するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月に「こども基本法」を施行しました。さらに、「こども基本法」に基づき、同年12月に、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

対馬市においては、平成27(2015)年に「対馬市子ども・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年に「第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

このたび、「第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6（2024）年度で満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「対馬市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

■これまでの少子化対策の取組





資料：内閣府資料

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(母子保健と児童福祉の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和 5 (2023)年 4 月 1 日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5 (2023)年 4 月 1 日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第 10 条)
令和 5 (2023)年 6 月 2 日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適切な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5 (2023)年 12 月 22 日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030 年に向けて～ 3つの基本理念 (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)閣議決定	目的: 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5 月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にすることを目的に作成
令和 6(2024)年 6 月 5 日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 6 月 26 日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の名称の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更) 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

2 計画の法的根拠と位置付け

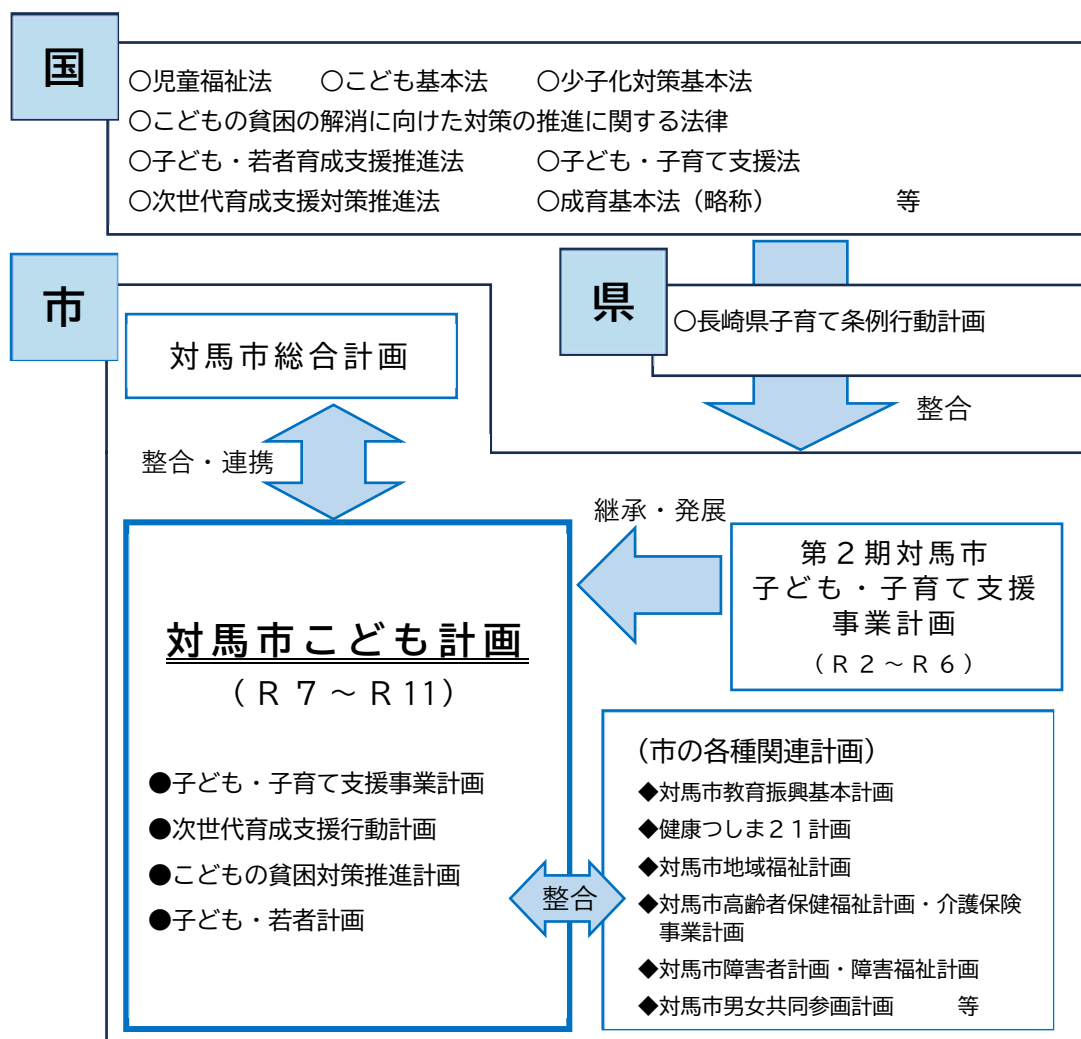
(1) 法的位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した計画です。

(2) 対馬市の計画体系における位置付け

本計画は「対馬市総合計画」を最上位計画とし、「対馬市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て・若者支援分野の個別計画として位置付けられる計画です。

また、「対馬市教育振興基本計画」、「健康つしま21計画」、「対馬市男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。



(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置付け

「SDGs」は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組を進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2期 対馬市子ども・子育て支援事業計画					対馬市こども計画				
				計画策定 作業			中間 見直し		計画策定 作業

4 計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らすこども（0歳～概ね18歳）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む）及び若者（19歳～39歳）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5 計画の策定体制

（1）対馬市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第72条の規定に基づく「対馬市子ども・子育て会議」を開催し、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議を行いました。

開 催 日	内 容
令和6年3月4日	各種アンケート調査内容について
令和6年10月23日	各種アンケート調査結果、対馬市こども計画策定方針について
令和6年12月25日	対馬市こども計画素案（案）について
令和7年3月11日	パブリックコメント結果、対馬市こども計画（案）について

（2）各種調査の実施

本計画の策定にあたり、こどもや若者の現状や子育て支援に関する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、未就学児・就学児の保護者、小学5年生・中学2年生・高校2年生、若者（19歳～39歳）を対象としたアンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、令和7年2月3日から令和7年2月17日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 対馬市のこども・若者に関する状況

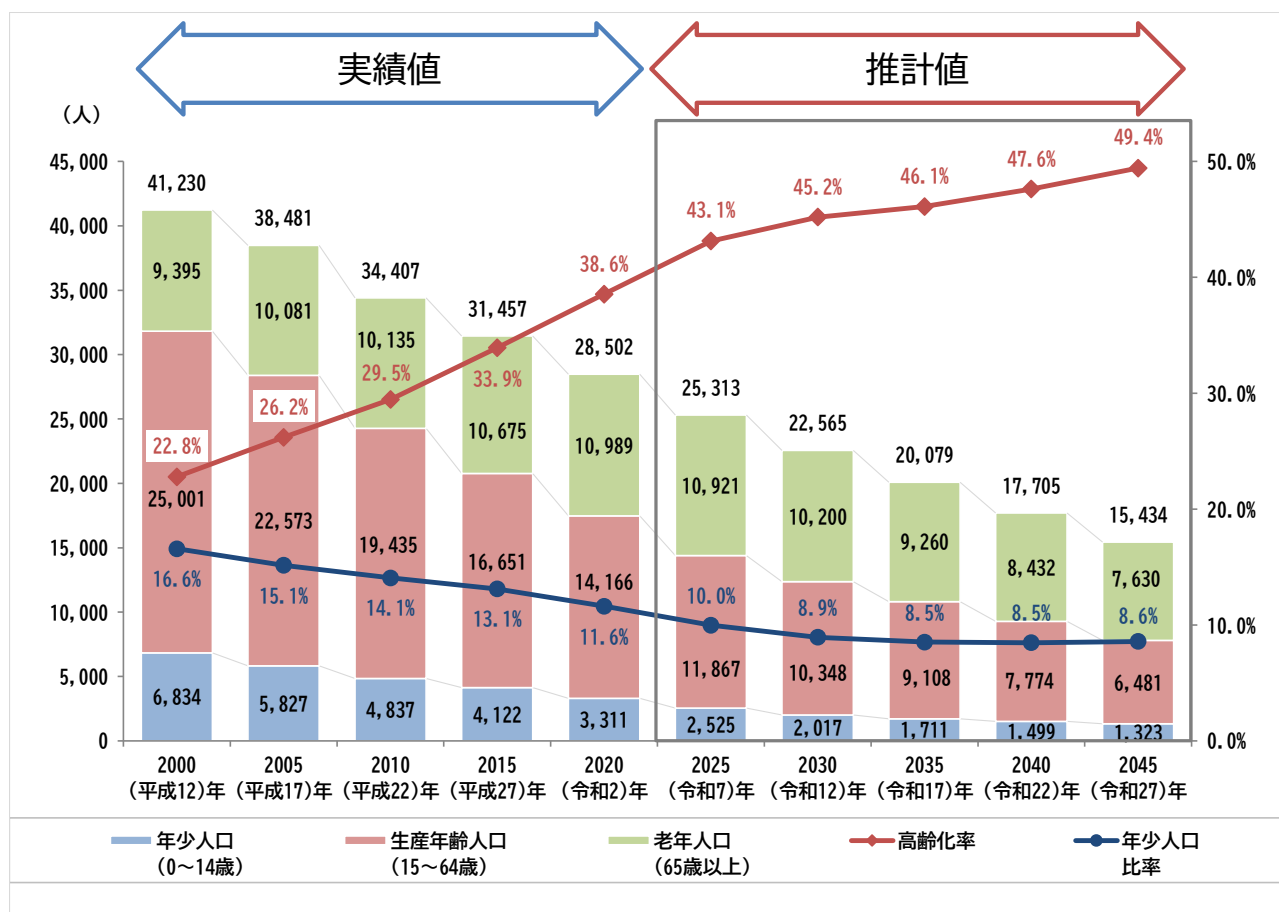
1 統計資料から見る現状

(1) 人口の動向

①人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和2（2020）年の国勢調査によると28,502人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。

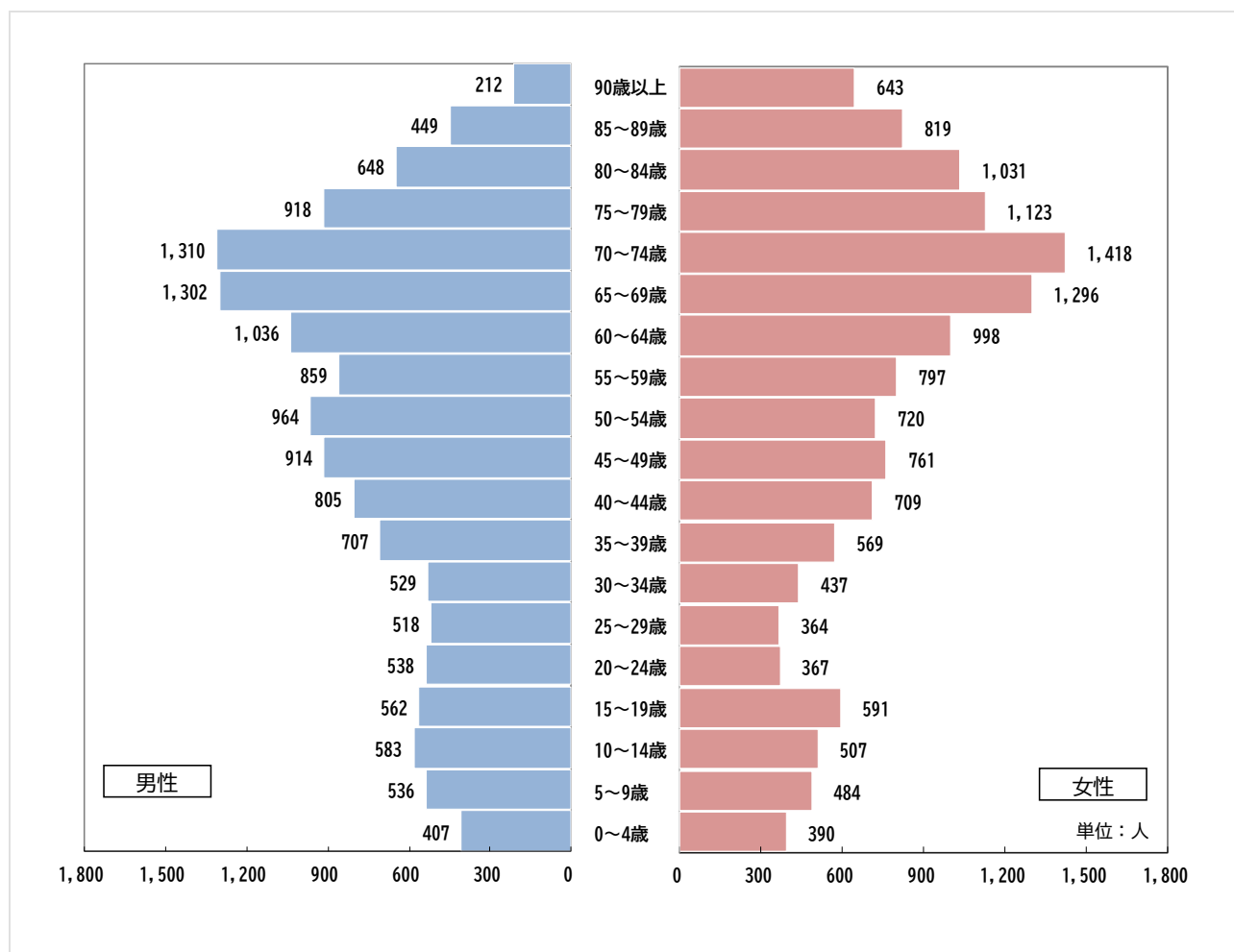
年少人口比率も年少人口減少に伴い同様に減少傾向となっており、令和12（2030）年以降は10%を切ることが予想されます。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）
※総人口には年齢不詳を含む

②人口ピラミッド

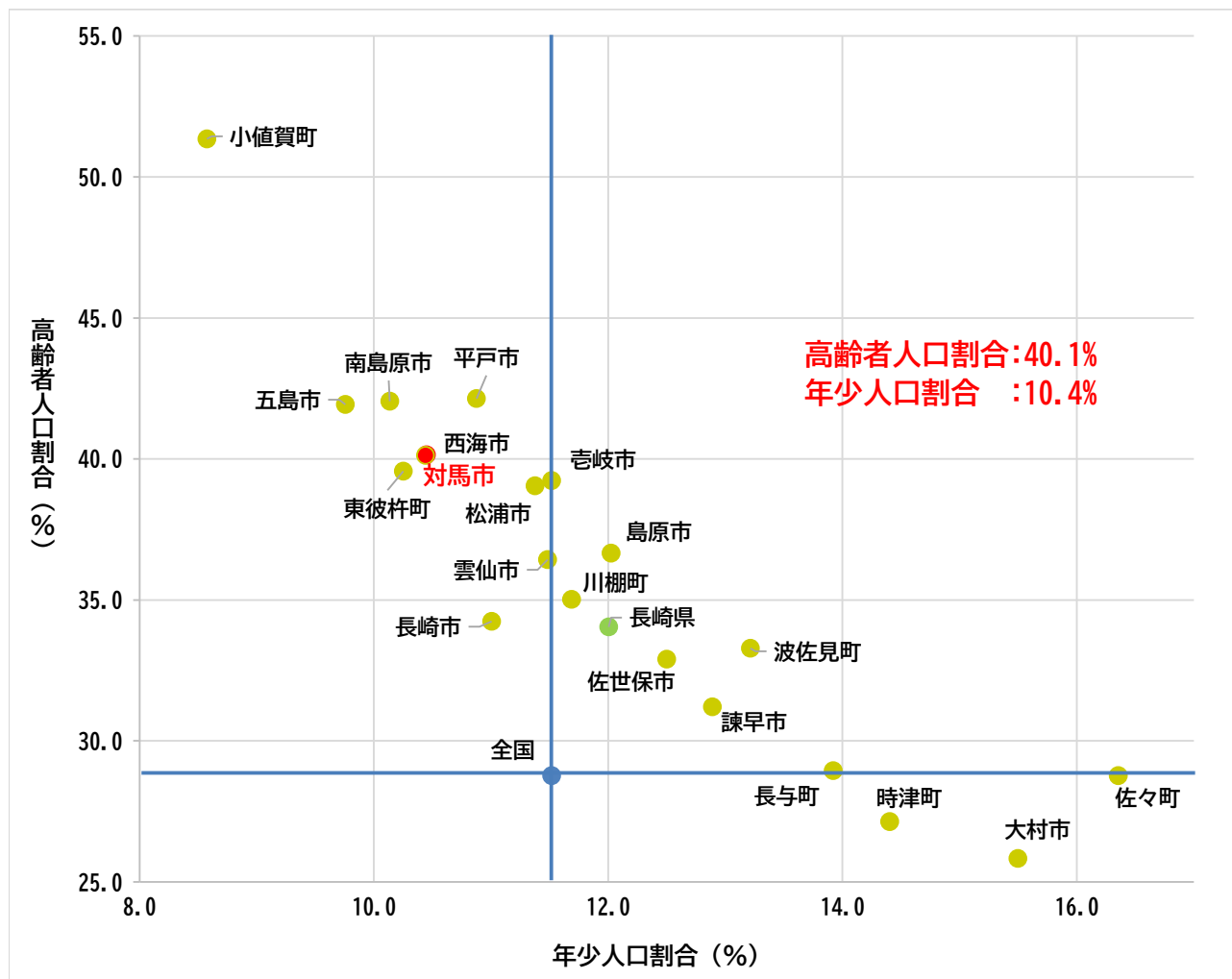
本市の人口は70～74歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっていますが、19歳以下の人口は20代より多くなっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

③市町村別人口割合の分布

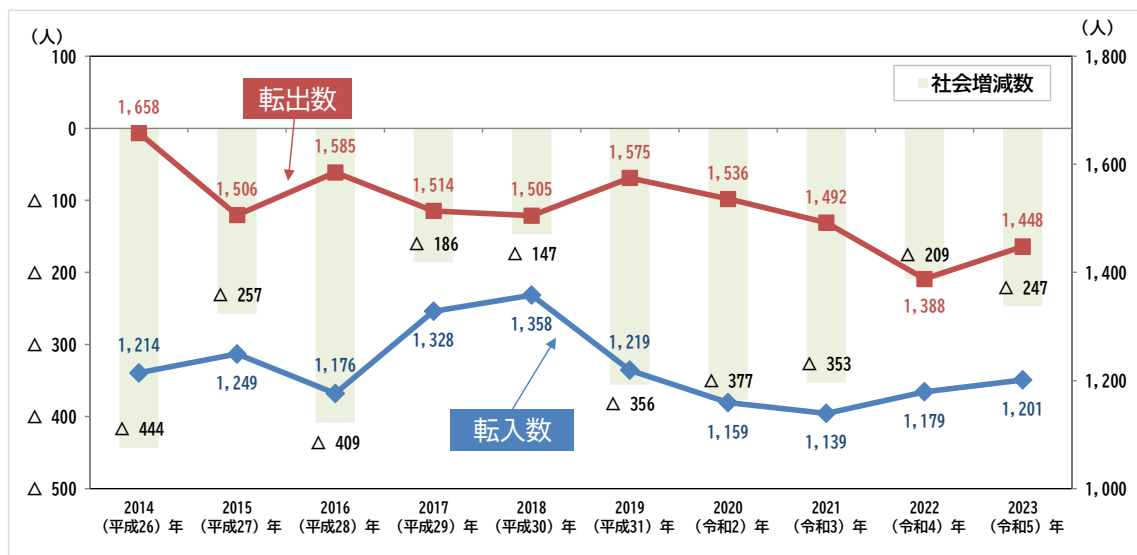
本市の少子高齢化の状況をみると、令和 6（2024）年の年少人口割合は 10.4%と全国及び県より低くなっています。



出典：住民基本台帳（令和 6 年 1 月 1 日）

④転入・転出の推移（社会増減）

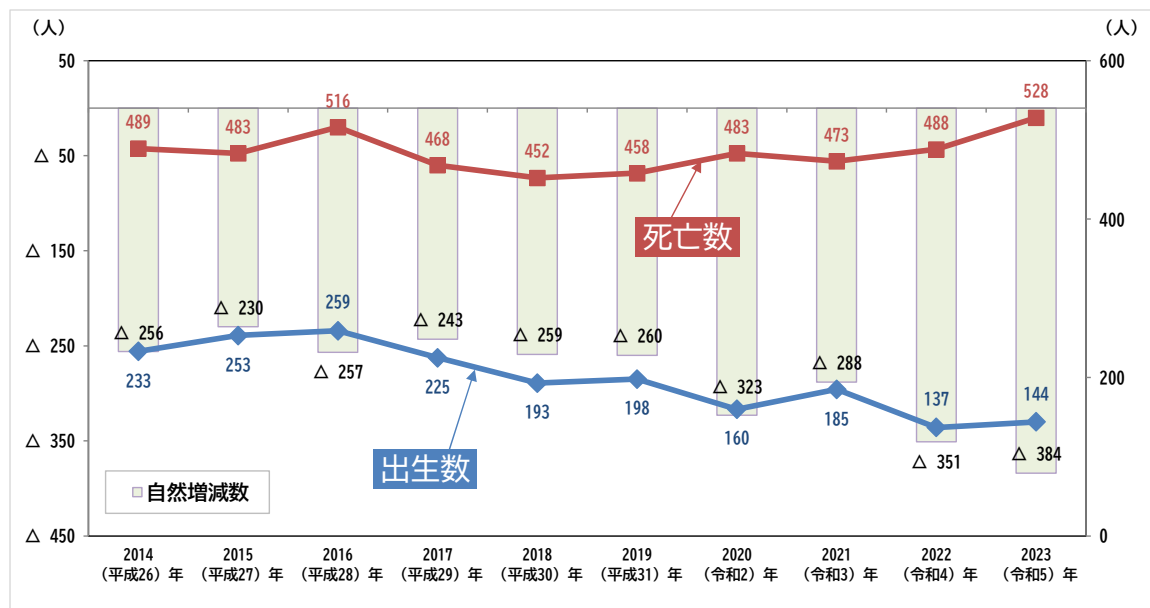
本市では転出者数が転入者数を上回っており、令和5（2023）年では247人の人口減少となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は微増傾向、出生数は減少傾向となっており、令和5（2023）年では384人の人口減少となっています。

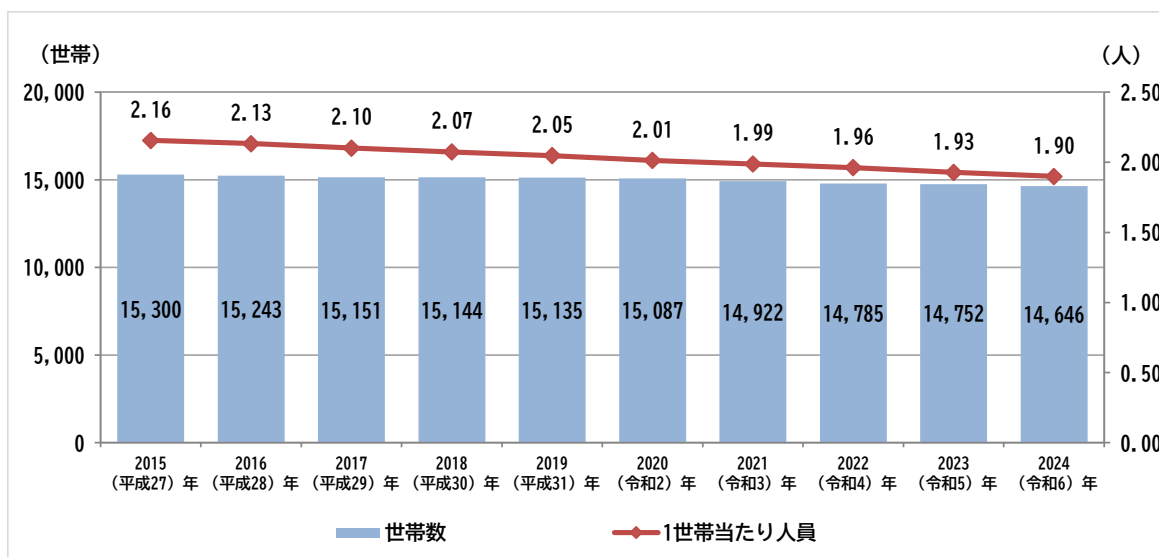


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯数の動向

①世帯数の推移

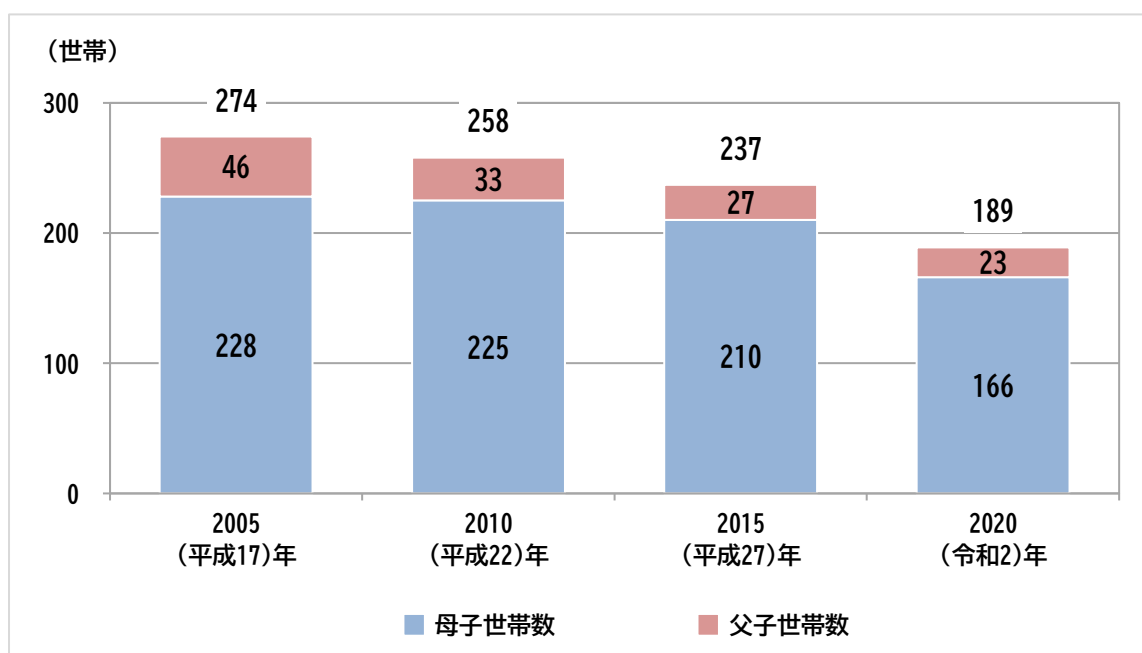
本市の世帯数は減少傾向となっており、令和 6（2024）年では 14,646 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少傾向にあり、令和 6（2024）年においては 1.90 人となっています。



出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は減少傾向となっており、令和 2（2020）年では 189 世帯となっています。

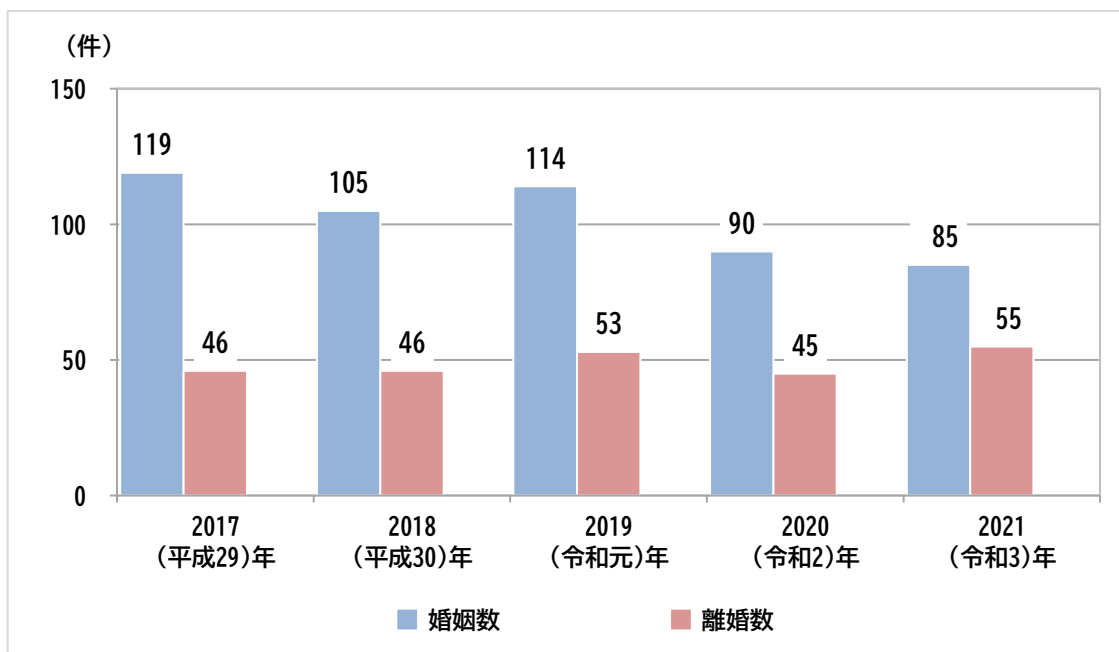


出典：国勢調査

(3) 婚姻状況、出生数、合計特殊出生率の推移

①婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向となっており、令和3（2021）年では85件となっています。離婚件数は50件前後で推移しており、令和3（2021）年では55件となっています。

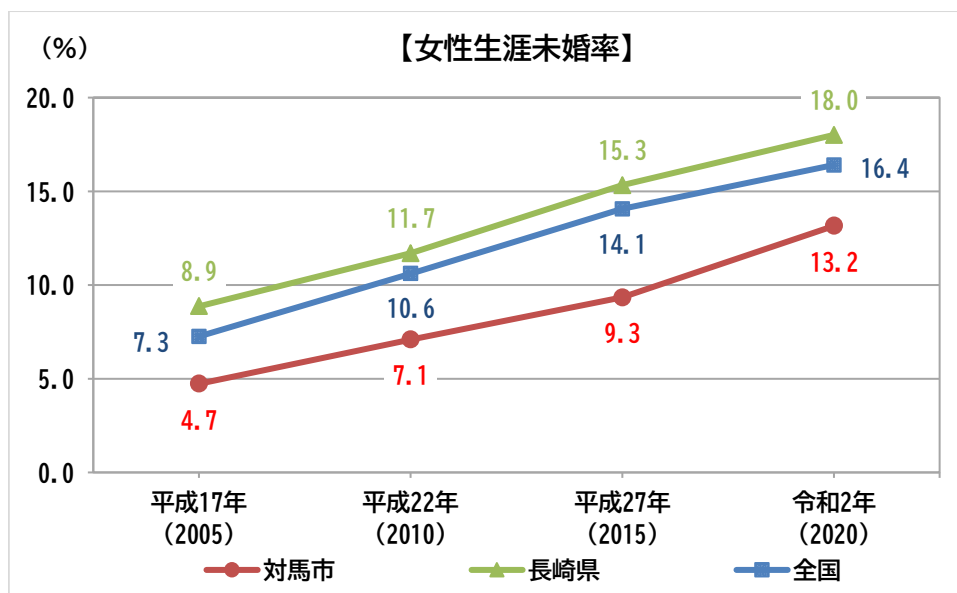
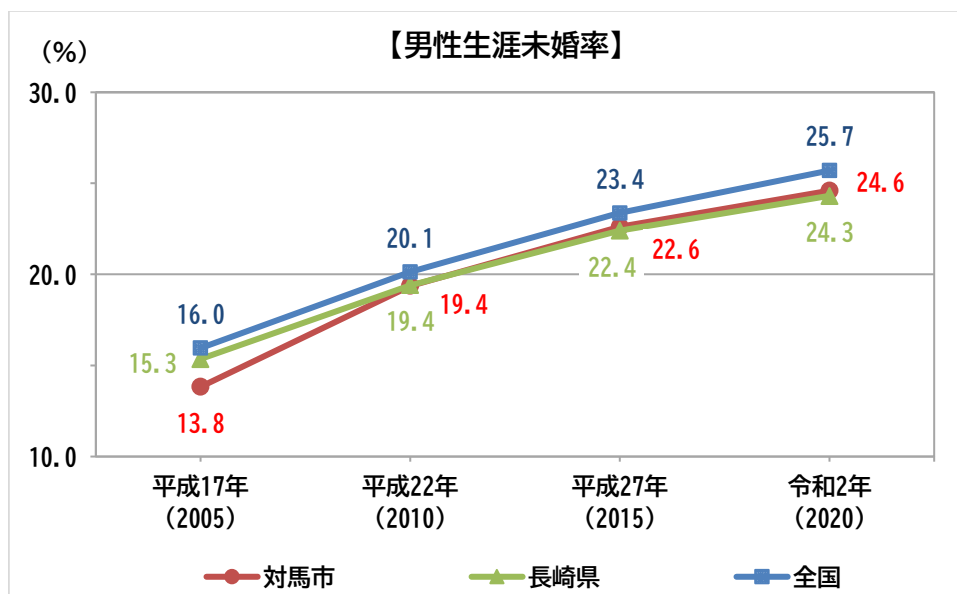


出典：長崎県人口動態総覧（各年10月1日現在）



②生涯未婚率の推移

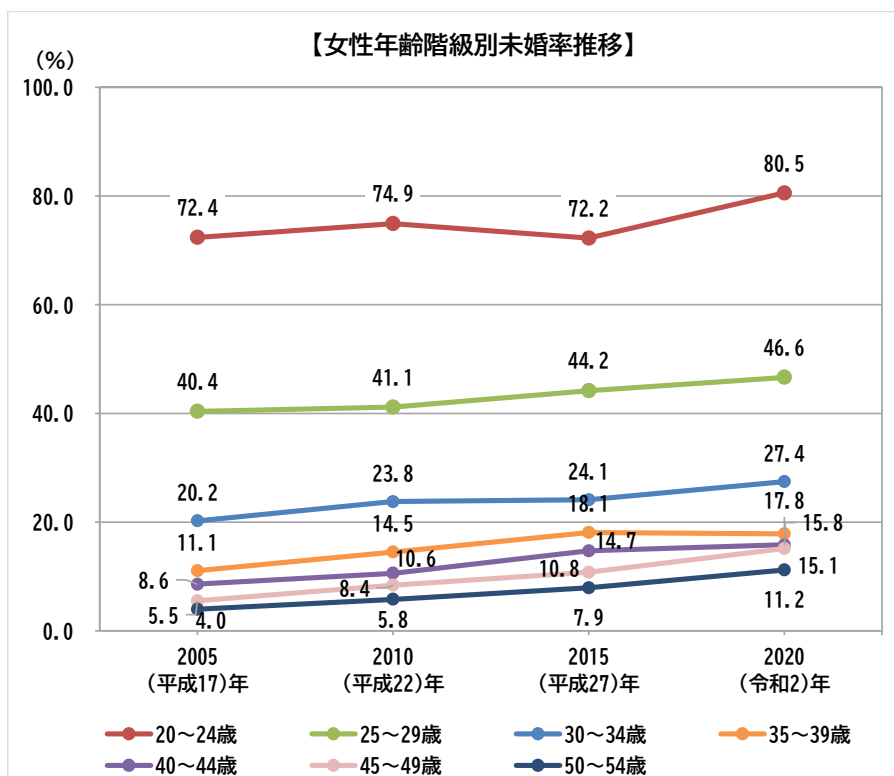
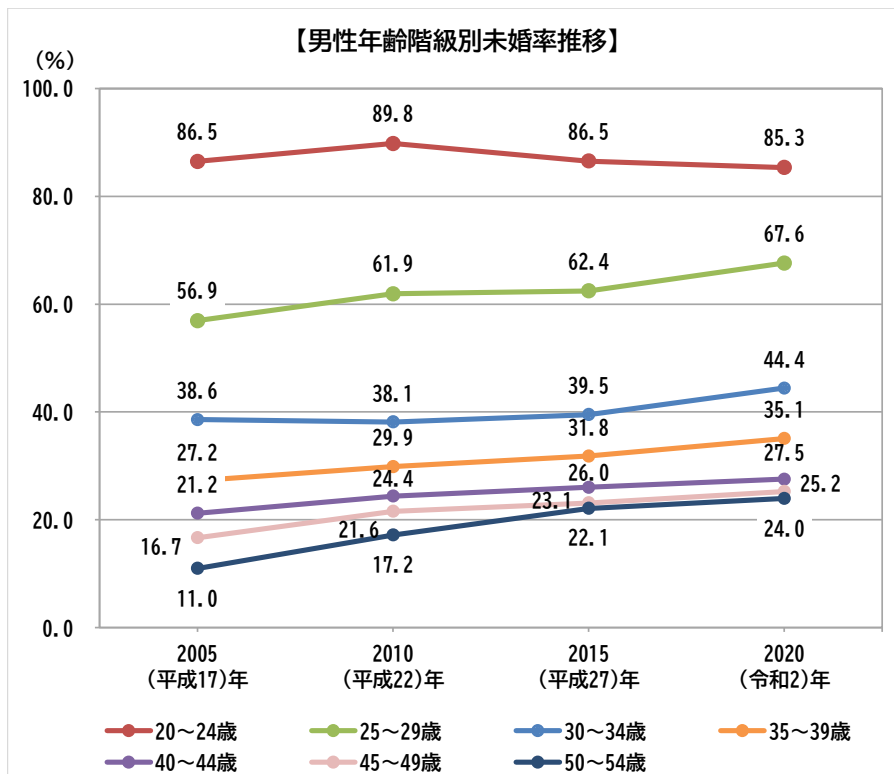
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和 2（2020）年では男性が 24.6%、女性が 13.2%となっています。男性は全国・県とほぼ同等となっていますが、女性では全国・県と比較して低くなっています。



出典：国勢調査

③未婚率の年齢階級別推移

未婚率を年齢階級別でみると、男性では20～24歳以外、女性では35～39歳以外は増加傾向となっています。

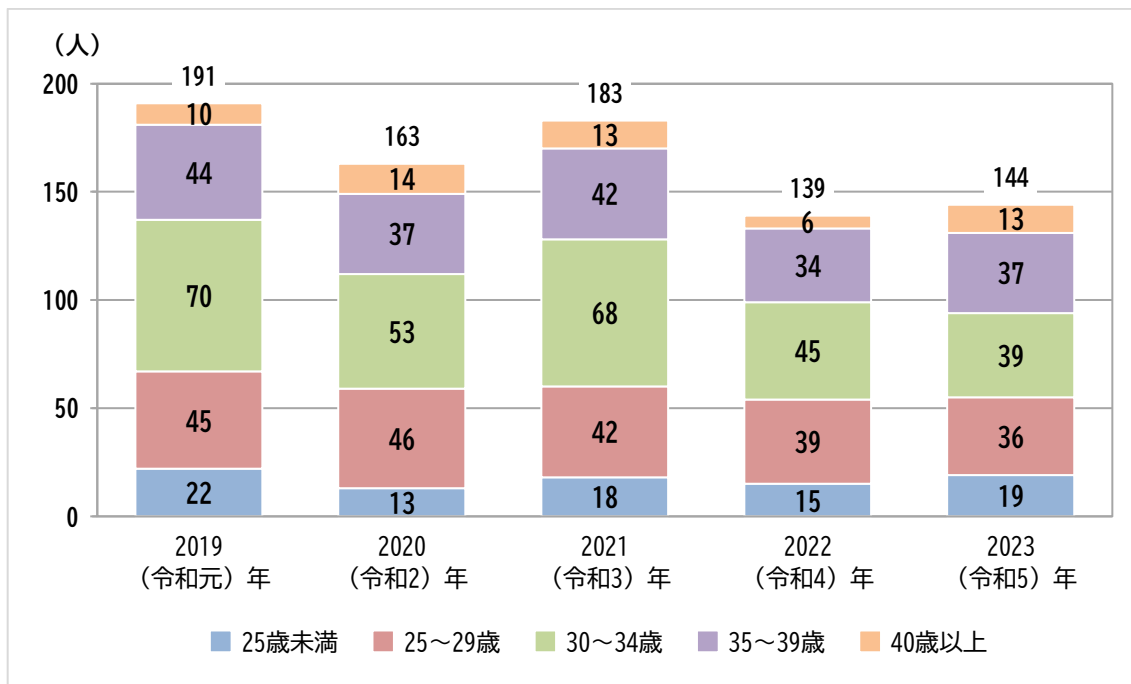


出典：国勢調査

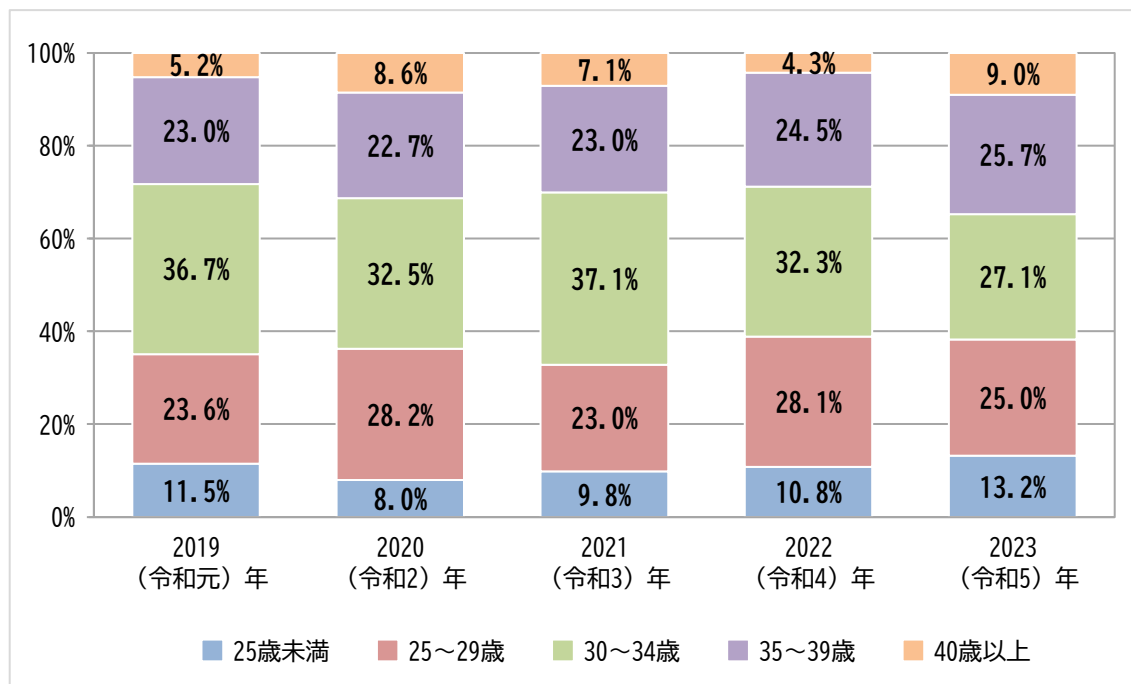
④母親年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生割合を見ると、近年 30～34 歳の割合が減少し、25 歳未満及び 35 歳以上の割合が増加傾向となっています。

■ 実数



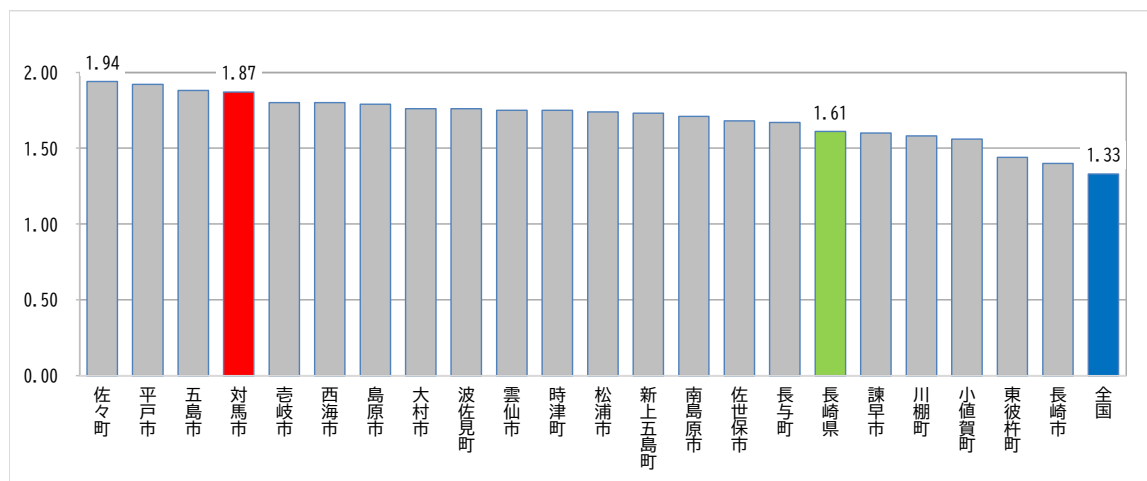
■ 割合



出典：長崎県人口動態総覧

⑤合計特殊出生率の推移

ベイズ推定による平成30年～令和4年の合計特殊出生率では1.87と、全国・県より高くなっており、県内でも上位となっています。



出典：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）

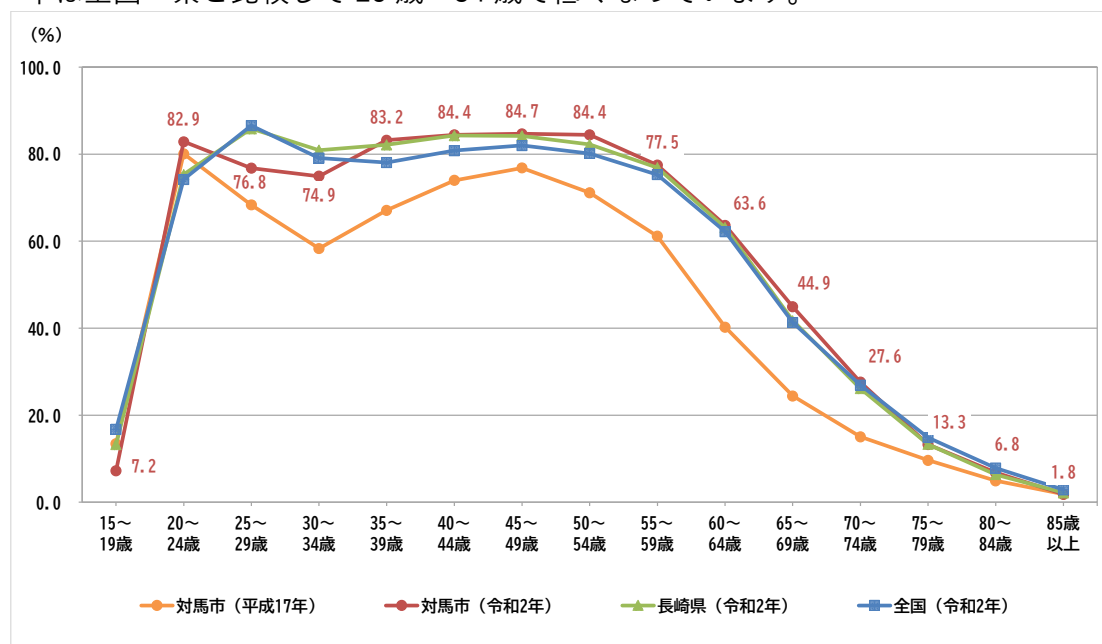
注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。

注）ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

（4）就労の状況

①女性の労働力率

令和2（2020）年の女性の労働力率の状況を見ると、平成17（2005）年と比較して15歳～19歳を除く年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国・県と比較して25歳～34歳で低くなっています。



出典：国勢調査

2 各種調査結果からみるこども・若者の状況

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

調査時期	令和 6 年 3 月			
調査対象者	対馬市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数	未就学児	804 件	就学児	912 件
有効回収数		345 件		339 件
有効回答率		42.9%		37.2%

(2) 「こども計画」策定に係るアンケート調査

調査時期	令和 6 年 9 月
調査対象者	対馬市在住の小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生
調査方法	インターネット調査

	配布数	有効回収数	有効回答率
小学 5 年生	182 件	161 件	88.5%
中学 2 年生	203 件	185 件	91.1%
高校 2 年生	174 件	130 件	74.7%

(3) 若者の生活と意識に関するアンケート調査

調査時期	令和 6 年 9 月
調査対象者	対馬市在住の若者（19 歳～39 歳）
調査方法	インターネット調査
有効回答数	209 件

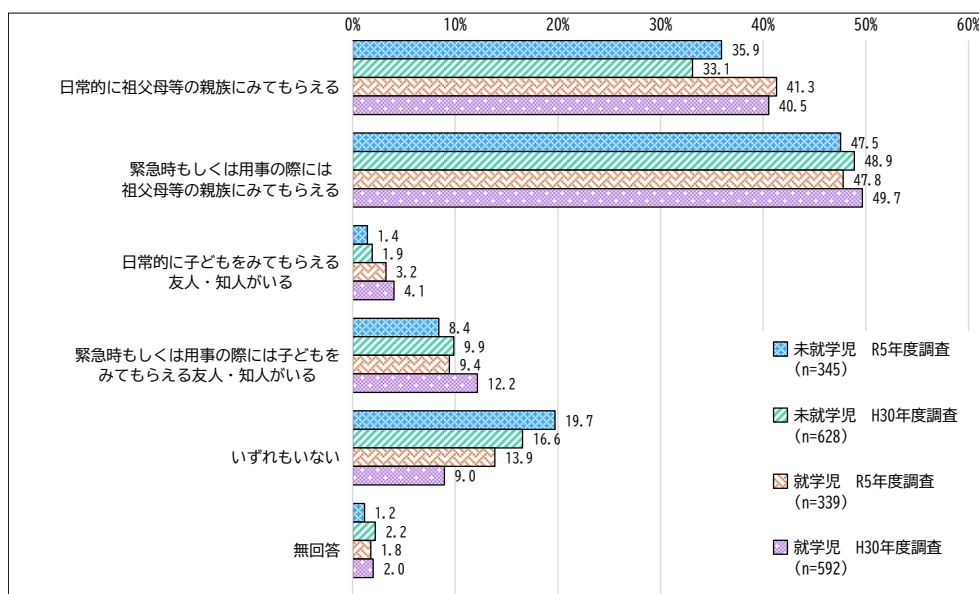
(4) 各種調査結果から見る現状と課題

1. こどもの育ちをめぐる環境について（未就学児・就学児保護者）

こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児及び就学児ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が3割を超えていることから、比較的、身近なところに親族がおり、必要に応じて子育てに協力してもらえる環境にあることがうかがえます。

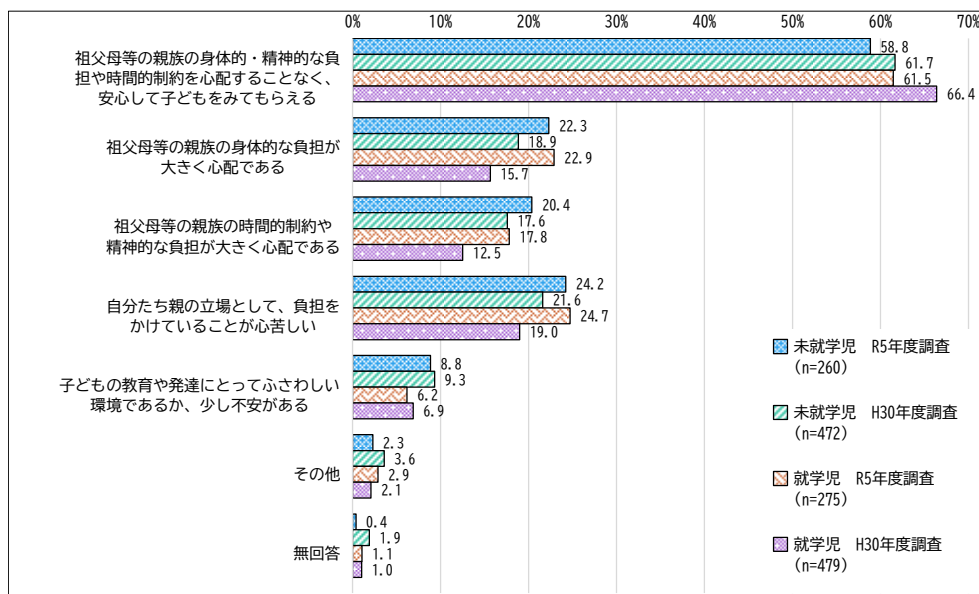
一方、支援者が「いずれもない」割合が、未就学児では19.7%、就学児では13.9%となっているため、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者や子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を整えていく必要があります。

■こどもをみてもらえる親族・知人の有無について



父母等の親族にこどもをみてもらっている状況については、未就学児及び就学児ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が5割を超えている一方、2割が「祖父母等の親族の身体的な負担が大きく心配である」「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答しており、安心してみてもらえる状況にはあるが、負担をかけていることの心苦しさも感じていることがわかります。

■祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況



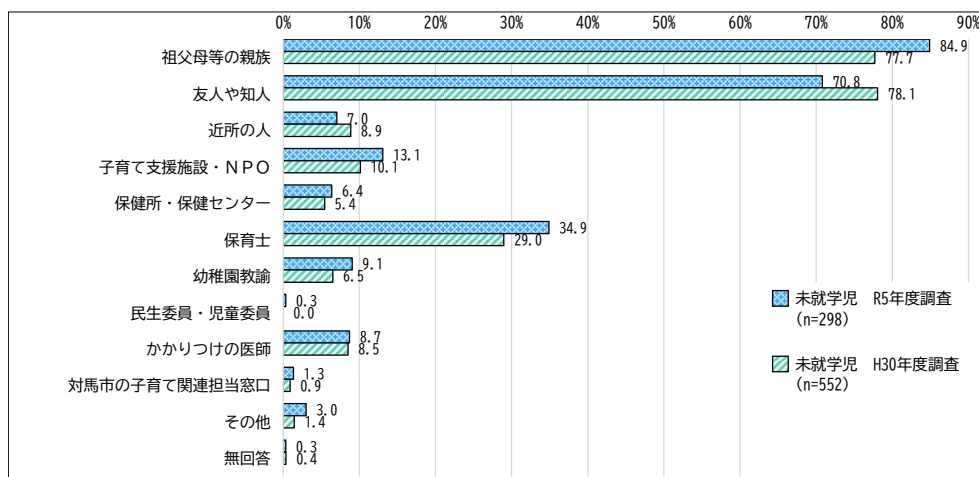
相談相手については、未就学児及び就学児ともに7割以上が「祖父母等の親族」「友人や知人」、3割が「保育士/小学校の教諭」と回答しており、公的な相談場所等に相談している割合は低くなっています。

まずは、親族や友人・知人以外に相談するというハードルを下げる必要があると考えられます。相談することは難易度が高く、複数の要因が複雑に絡まっている可能性や相手に伝わるように言語化しなければという負担感、相談をすることで子育てを否定されたり、価値観を押しつけられないかという不安、相談内容が漏れるのではないかという危惧もあるせいか、気軽に相談をすることが難しいと考える子育て世代も多いと考えられます。

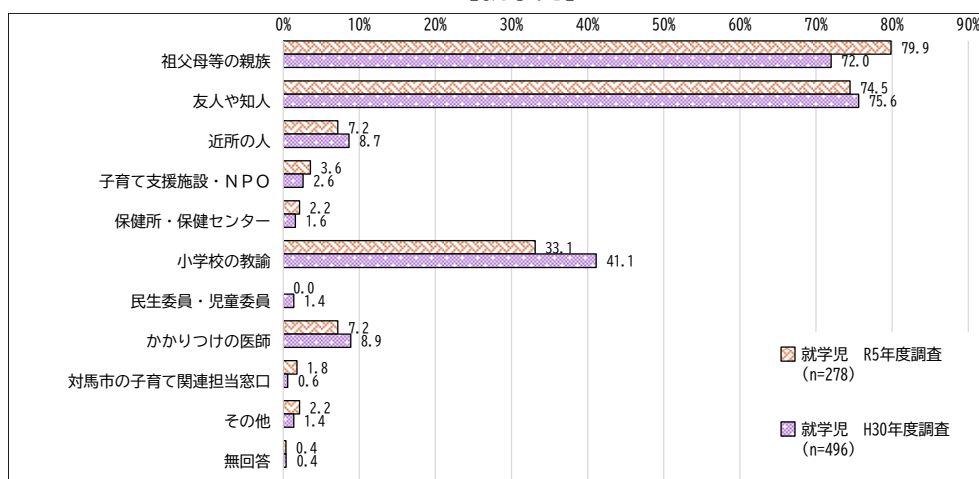
よって、相談することのメリットやどこにどの順番で相談したらいいのかを明確にした上で周知を行い、気軽に相談できる相談体制を整えることで、育児不安を抱えた保護者の発見や児童虐待などの未然防止にもつながるのではないかと考えられます。

■相談できる人や場所

【未就学児】



【就学児】

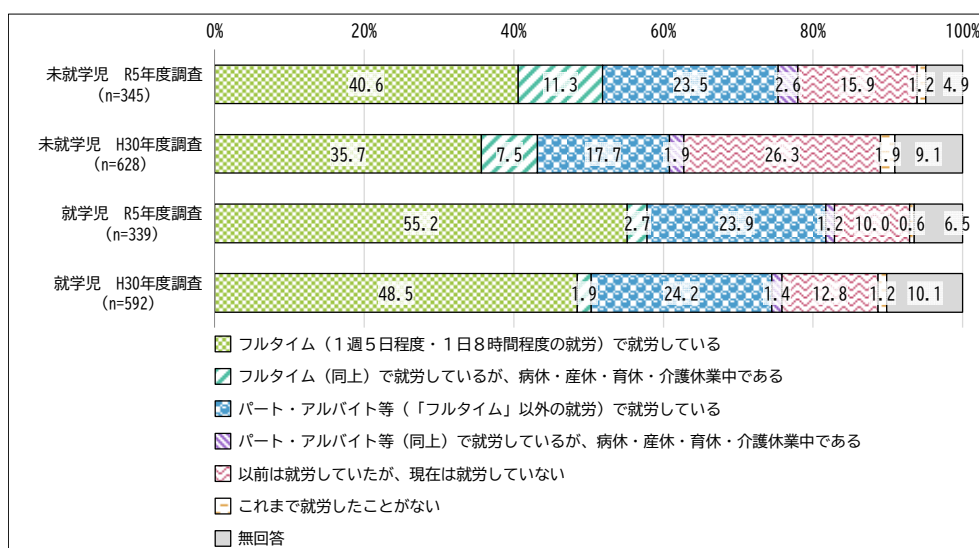


2. 保護者の就労状況について（未就学児・就学児保護者）

保護者の就労状況については、母親の就労率が未就学児では78.0%、就学児では83.0%となっており、約8割の母親が子育てをしながら就労している様子がうかがえ、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。特に未就学児では前回調査と比べて就労率が15ポイント以上高くなっていることから、母親の就労意欲の向上や働く環境の整備、女性が仕事をする事への抵抗感が薄れたことに加え、子育て世帯の生活状況（金銭面等）の厳しさも背景にあると考えられます。

■保護者の就労状況

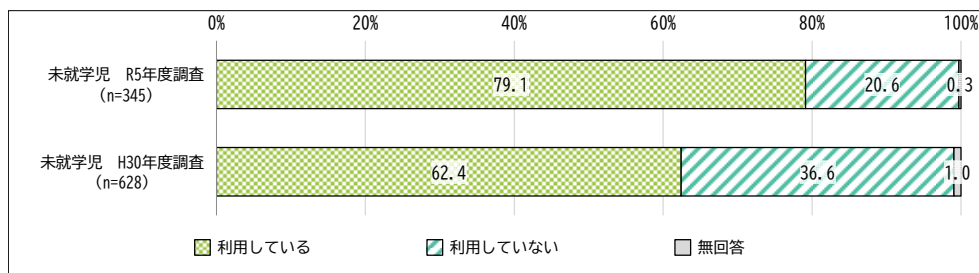
【母親】



3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（未就学児保護者）

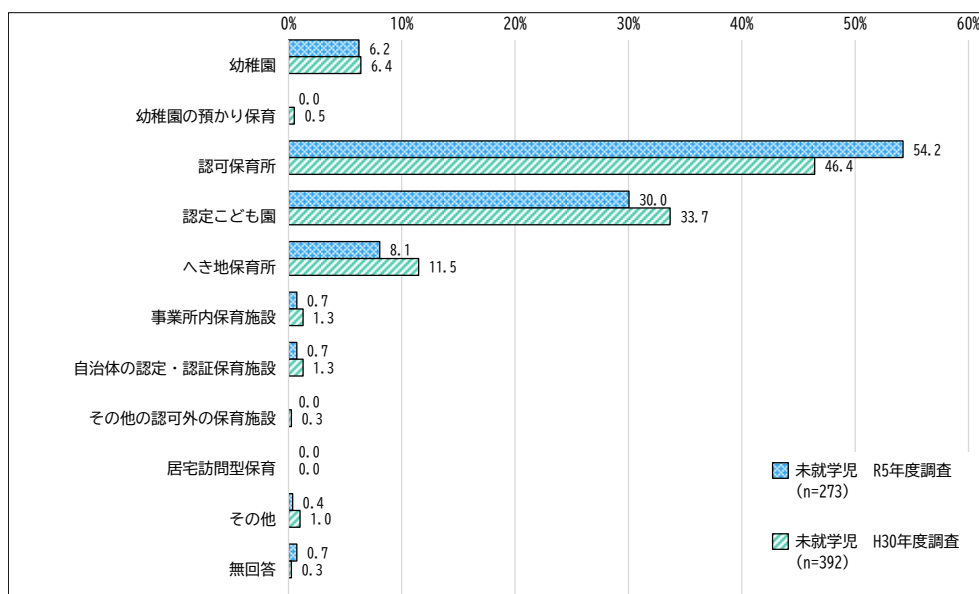
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」については、約8割が「利用している」と回答しており、母親の就労率とほぼ同率となっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



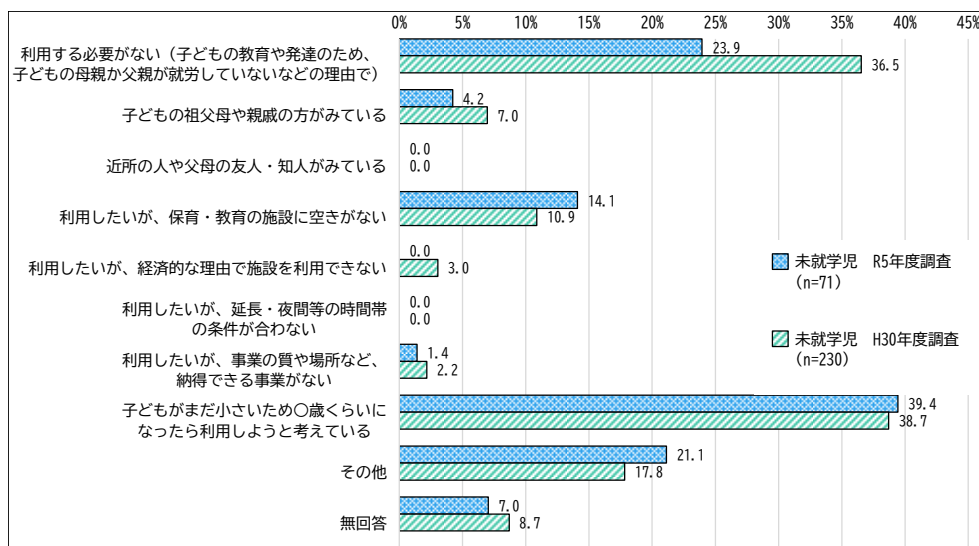
利用している教育・保育の事業としては、5割が「認可保育所」、3割が「認定こども園」、それ以外の事業の利用率は1割以下となっています。

■現在利用している教育・保育事業



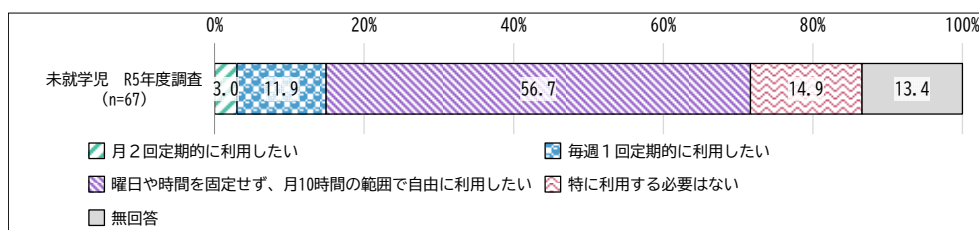
「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、約4割が「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」、2割が「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）」と回答しています。

■教育・保育事業を利用していない理由



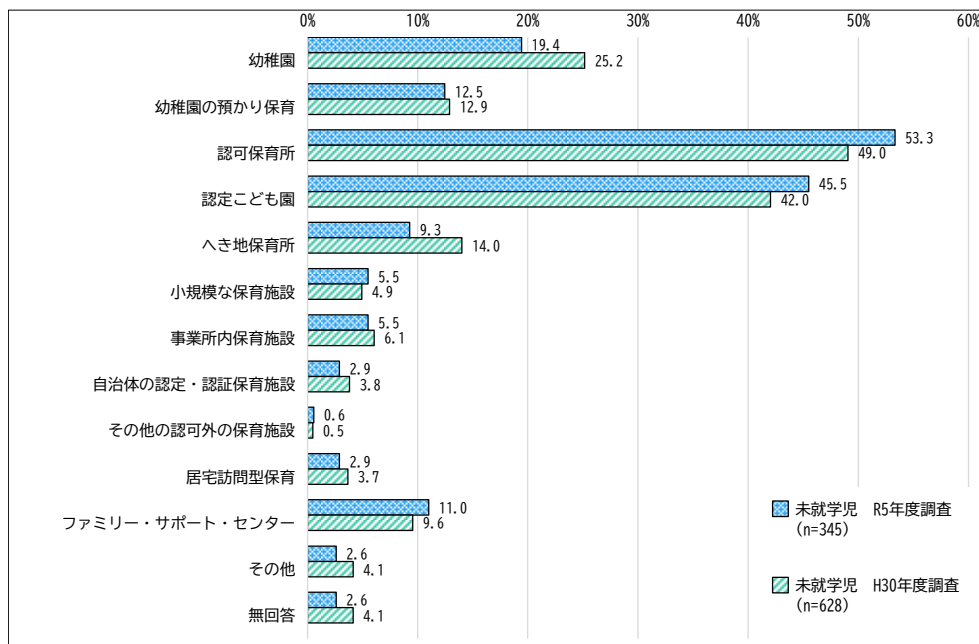
「こども誰でも通園制度」が実施された場合の利用意向については5割が「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」と回答しています。

■「こども誰でも通園制度」が実施された場合の利用意向

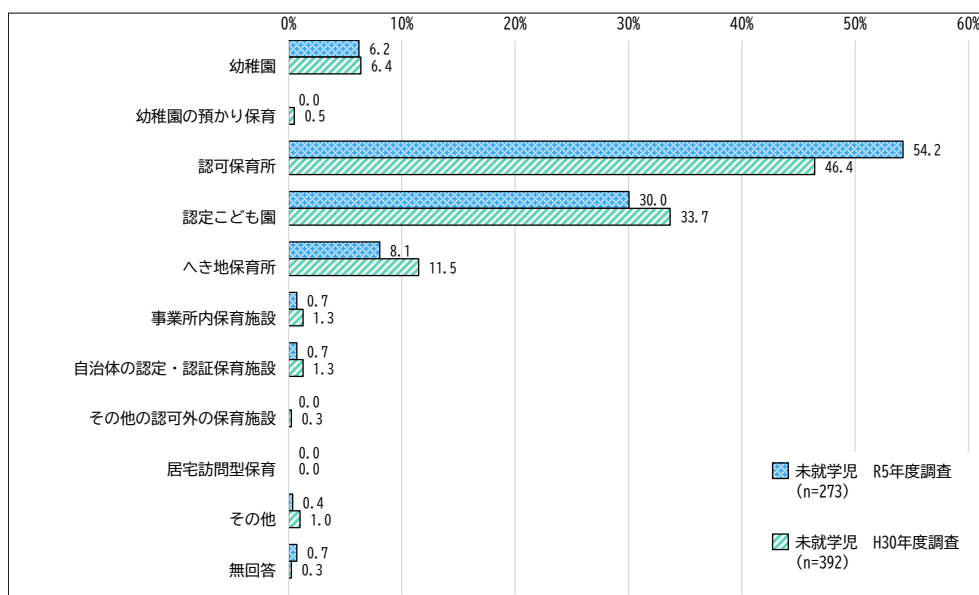


現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、利用状況と同じく「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。しかし、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」は現在の利用状況に比べて利用意向が10ポイント以上高くなっていることから、潜在的なニーズが含まれる事業であることがうかがえます。

■現在の利用状況に関わらず、今後利用したい事業



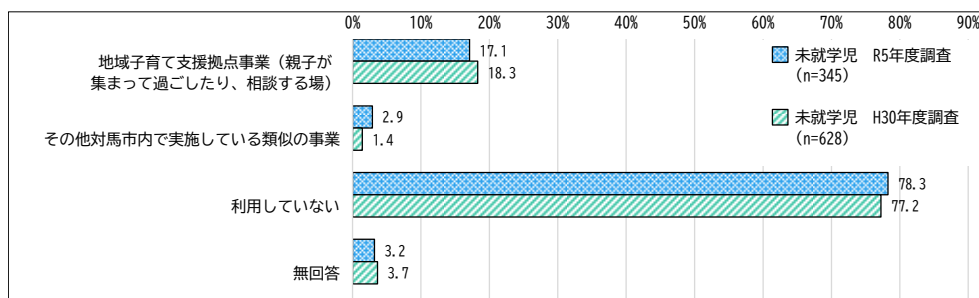
■現在利用している事業



4. 地域の子育て支援事業の利用状況について（未就学児保護者）

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、約8割が「利用していない」と回答しています。

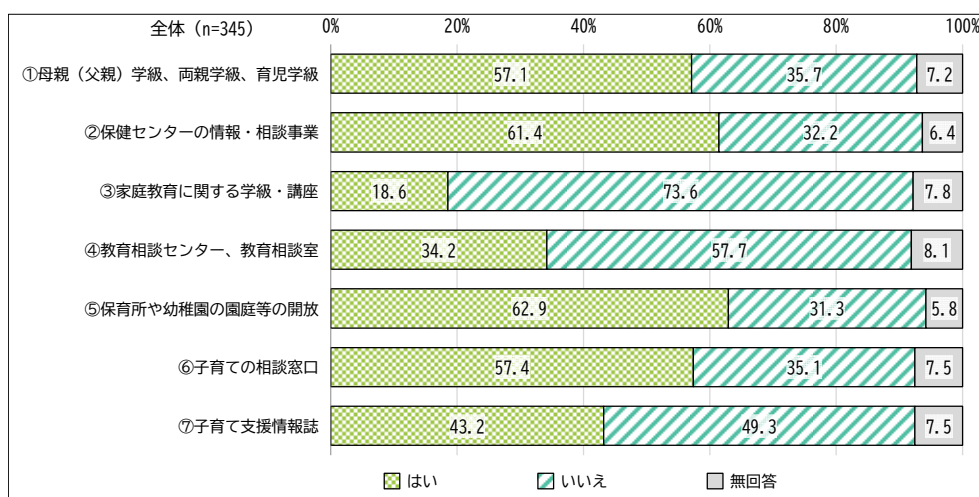
■地域子育て支援拠点事業の利用状況



市が実施している主な子育て関連事業の認知度について、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「保健センターの情報・相談事業」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「子育ての相談窓口」となっていますが、「家庭教育に関する学級・講座」「教育相談センター、教育相談室」は5割以上が知らないと回答しています。

■市が実施している主な子育て関連事業の認知度

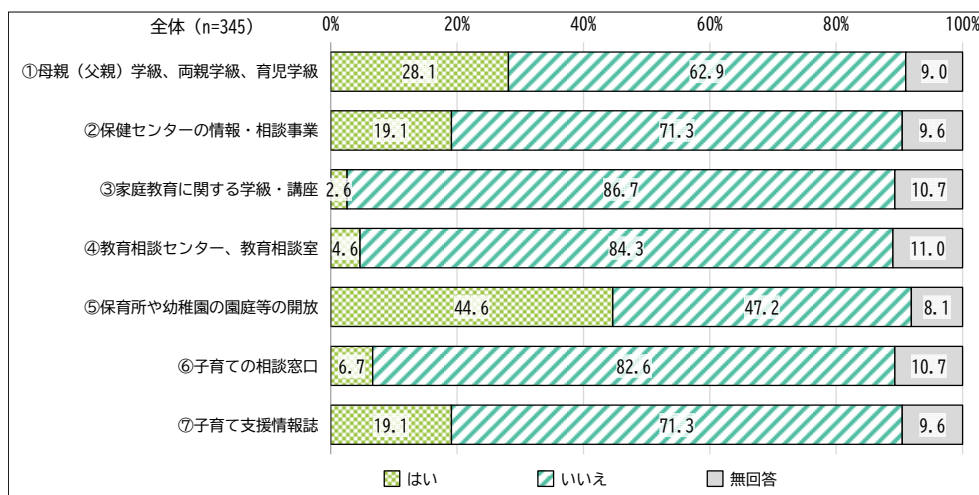
【知っている】



利用状況については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」以外の利用経験は3割以下となっており、特に「保健センターの情報・相談事業」「子育ての相談窓口」については、認知度と利用経験に40ポイント以上の開きが生じています。

■市が実施している主な子育て関連事業の利用状況

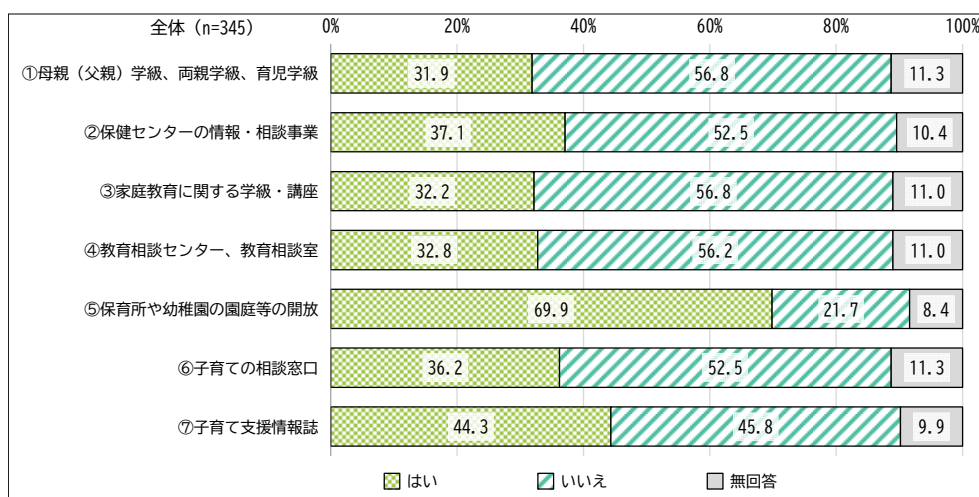
【これまでに利用したことがある】



また、今後の利用意向については、いずれの事業も3割以上となっており、利用経験を上回っています。

■市が実施している主な子育て関連事業の利用意向

【今後利用したい】

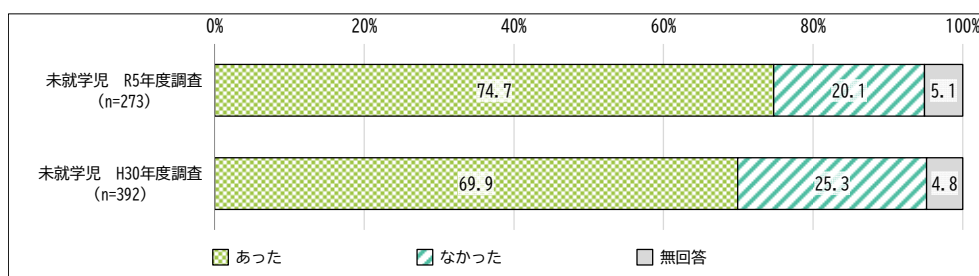


このことから、今後は実施内容や利用対象者・利用方法等の細やかな情報の周知に力を入れ、各事業の認知から利用に至るまでのきっかけづくりを行い、利用意向に対応できる供給体制の強化が必要であると考えられます。

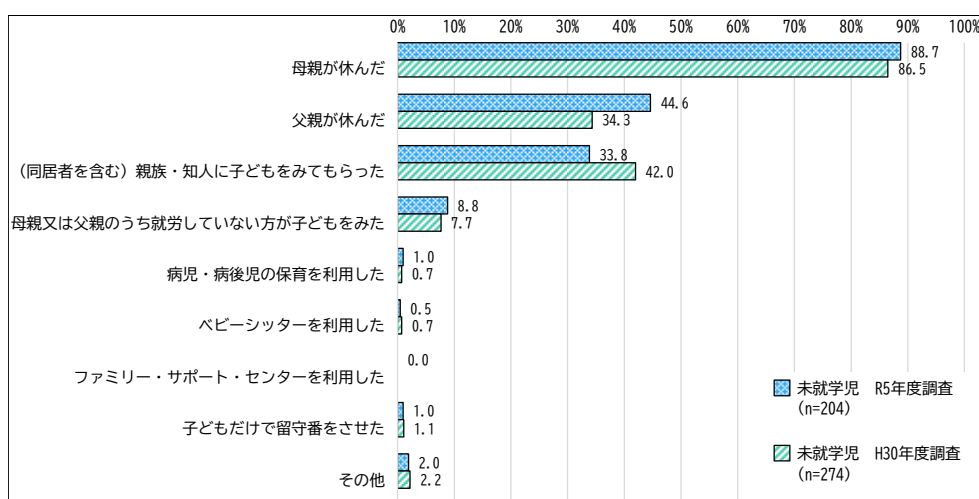
5. 病気の際の対応（未就学児保護者）

病気やけがで通常の事業が利用できなかったことがあるかについては、7割が「あった」と回答しており、行った対処方法としては「母親が休んだ」が最も高く、8割を超えています。前回調査との比較をみると、「父親が休んだ」が10.3ポイント高くなっていることから、父親の育児参加への意識が高まってきていることがうかがえます。

■病気等で通常事業が利用できなかった経験

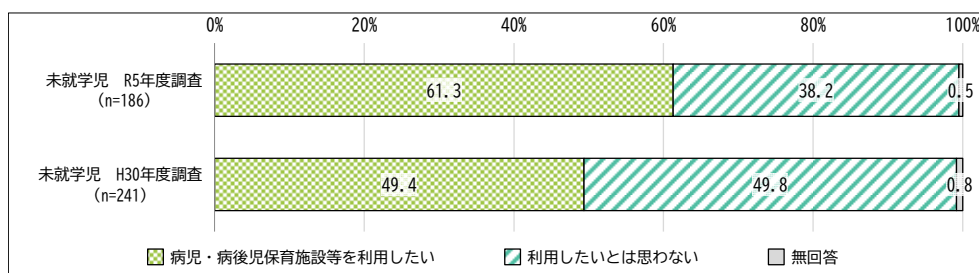


■病気等で通常事業が利用できなかった場合の対処方法



両親どちらかが休んで対応したと回答した保護者に、病児・病後児のための保育施設等の利用希望について尋ねたところ、6割が「病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しており、前回調査と比べて利用希望が11.9ポイント高くなっています。

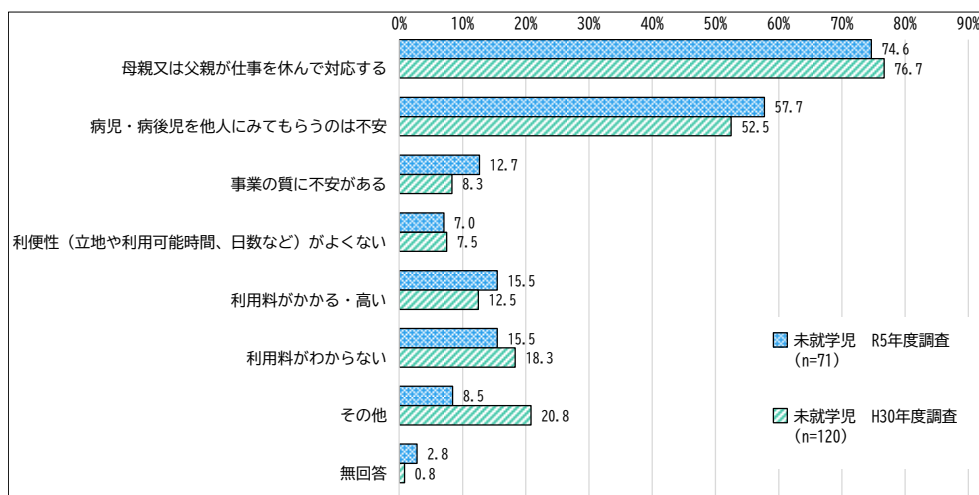
■病児・病後児のための保育施設等の利用希望（両親どちらかが休んで対応した保護者のみ回答）



病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由として、「母親又は父親が仕事を休んで対応する」「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が5割を超えています。

病児・病後児を他人にみてもらう不安もあり、両親どちらかが仕事を休んで対応しているが、実際に休んで対応した保護者の病児・病後児保育施設等の利用希望が前回調査から高くなっていることから、今後の利用希望増加に向けた対応が必要であると考えられます。

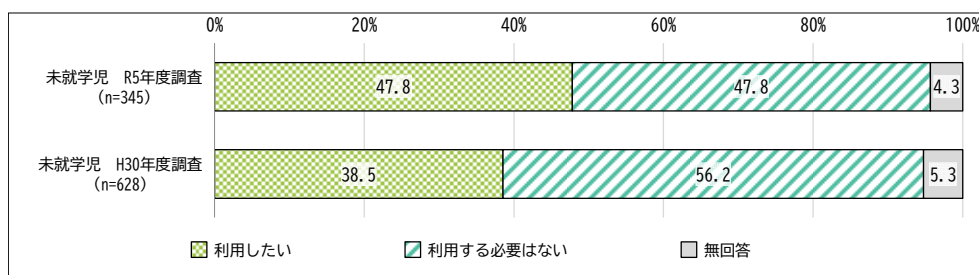
■病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由



6. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について (未就学児保護者)

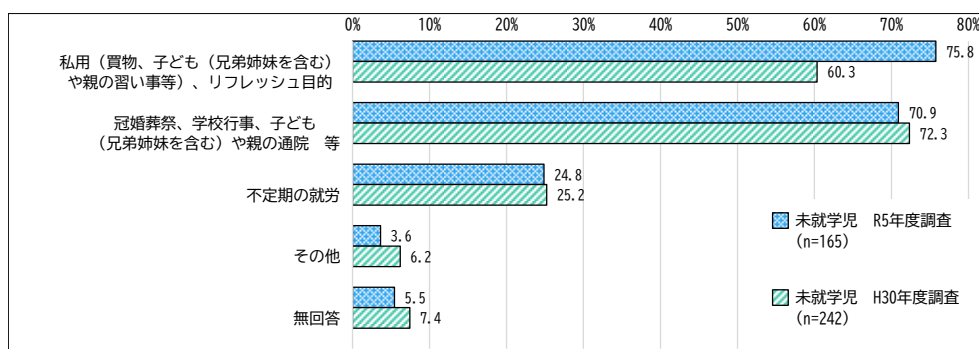
不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」と「利用する必要はない」がともに47.8%と同率となっています。

■不定期の教育・保育事業の利用希望



利用目的については、7割が「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」と回答しており、前回調査と比べて「私用、リフレッシュ目的」が15.5ポイント高くなっています。利用者にとっては、特にリフレッシュ目的での利用は罪悪感を持つ等利用しにくい傾向があると考えられるため、リフレッシュ目的での一時預かり利用における心理的なハードルを下げる工夫等が必要であると考えられます。

■不定期に教育・保育事業を利用する際の目的

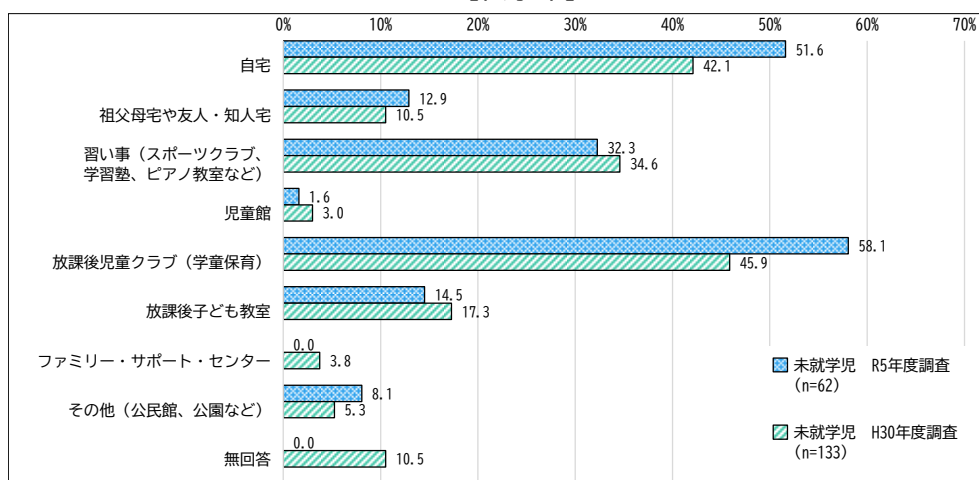


7. 小学校における放課後の過ごし方（未就学児・就学児保護者）

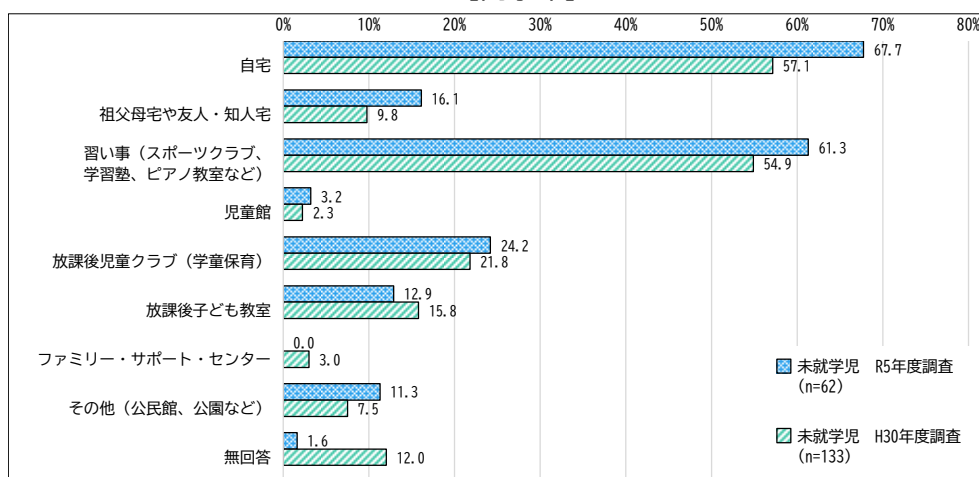
放課後（就学後）の過ごし方について、5歳以上の未就学児では、小学校低学年（1～3年生）の間は「放課後児童クラブ（学童保育）」、小学校高学年（4～6年生）の間は「自宅」を希望する割合が最も高くなっています。

■希望する放課後の過ごし方（未就学児の保護者のみ回答）

【低学年】



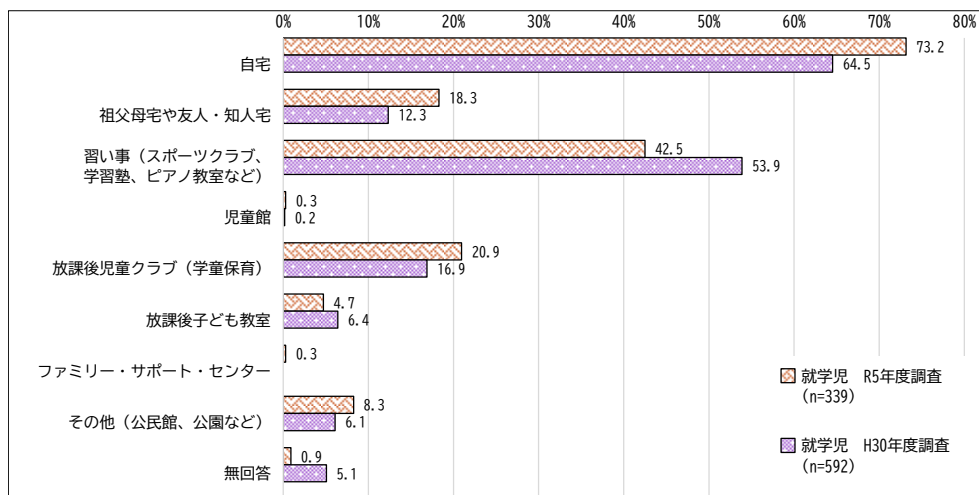
【高学年】



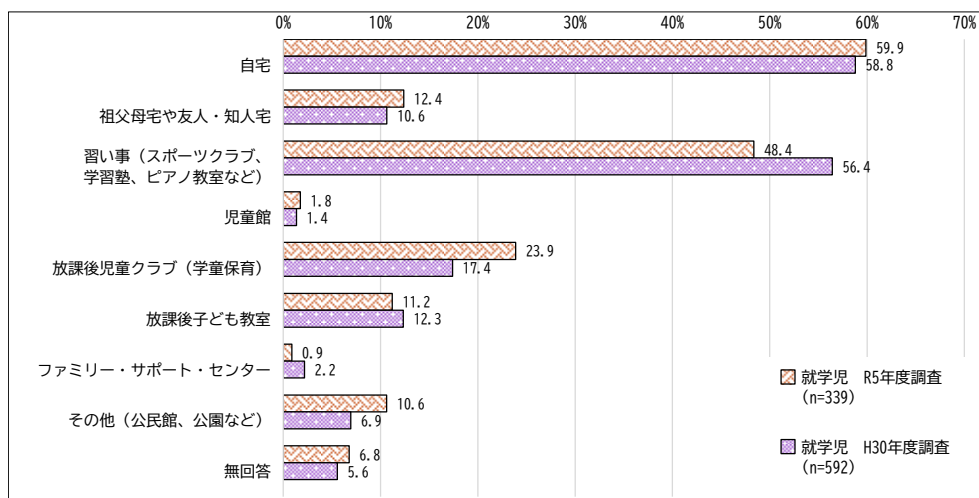
一方、就学児における現状の放課後の過ごす場所については、7割が「自宅」、4割が「習い事」と回答しており、希望でも同様の結果となっています。

■放課後に過ごす場所（就学時の保護者のみ回答）

【現状】



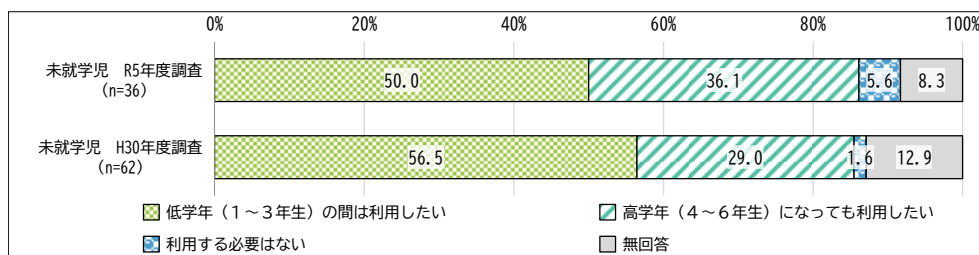
【希望】



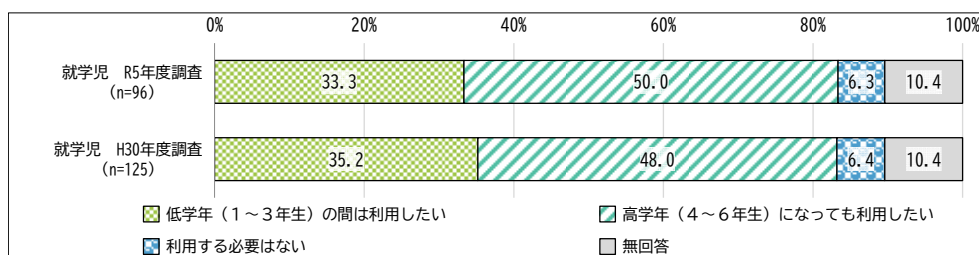
長期休暇中（夏休み・冬休み）の放課後児童クラブの利用希望については、未就学児及び就学児ともに「利用したい（低学年＋高学年）」が8割を超えており、長期休暇中の利用希望のニーズが高いことがわかります。働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であることから、今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められていると考えられます。

■長期休暇中（夏休み・冬休み）の放課後児童クラブの利用希望

【未就学児】



【就学児】

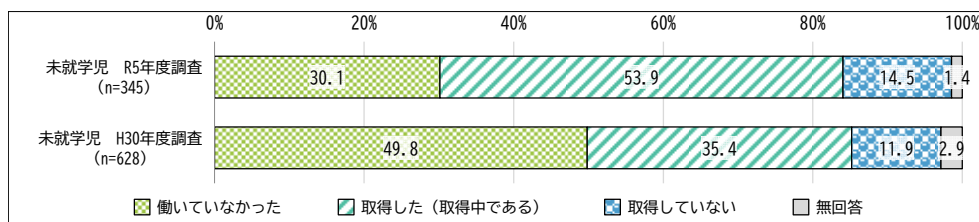


8. 育児休業など職場の両立支援制度について（未就学児保護者）

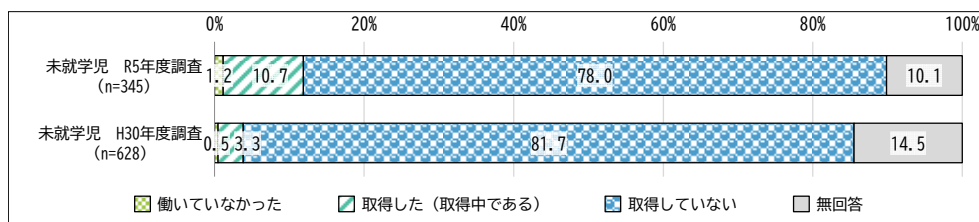
育児休業の取得状況としては、「取得した（取得中である）」が母親では５割、父親では１割程度となっており、父親では約８割が「取得していない」と回答しています。しかし、前回調査と比べ、母親の取得率が18.5ポイント高くなっていることから、育児休業制度が育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として認知度が高くなっていること、また新型コロナウイルス感染症等の影響で多くの人が在宅ワークや休業せざるを得ない状況等により働き方が多様化したことから、育児休業を取得しやすくなったと考えられます。

■育児休業の取得状況

【母親】

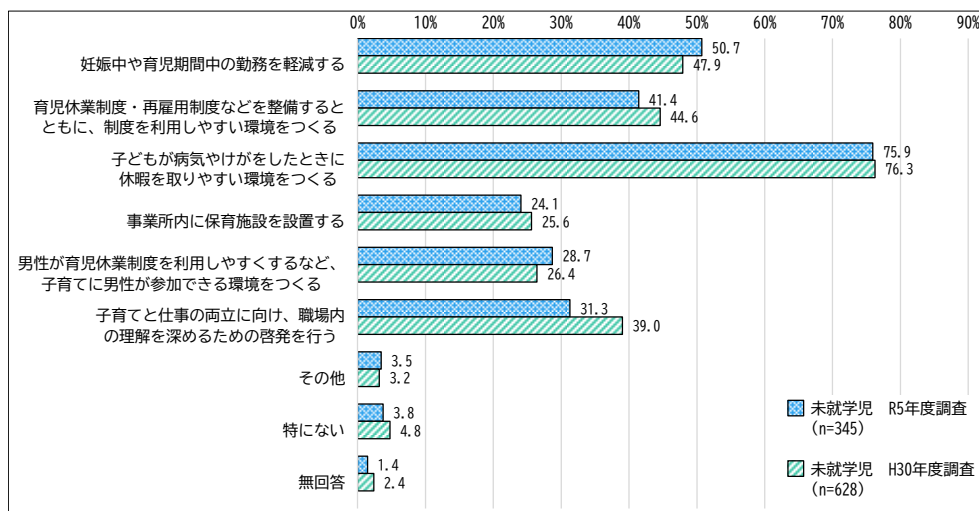


【父親】



子育てと仕事の両立支援として企業に期待することとしては、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が5割以上となっています。

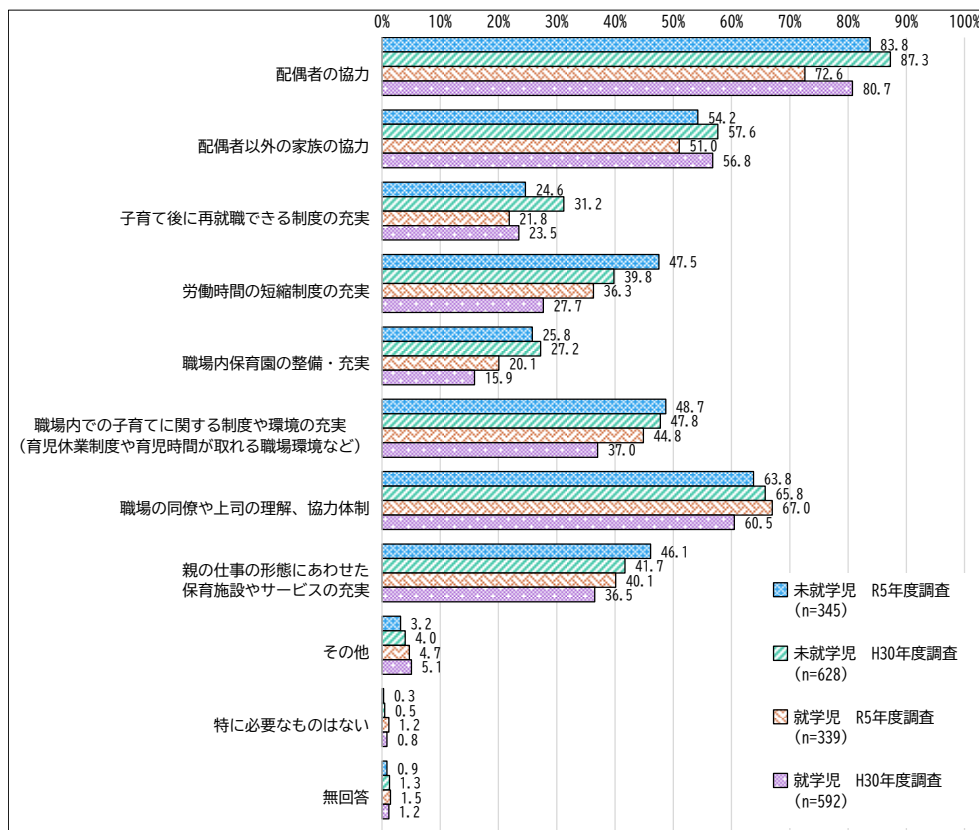
■子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること



また、仕事と子育てを両立するために必要なこととしては、未就学児及び就学児ともに5割以上が「配偶者の協力」「配偶者以外の家族の協力」「職場の同僚や上司の理解、協力体制」と回答しています。

これらのことから、育児休業の取得要件の緩和や勤務軽減等の措置、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備、職場の理解や協力体制を整える必要があることが考えられます。

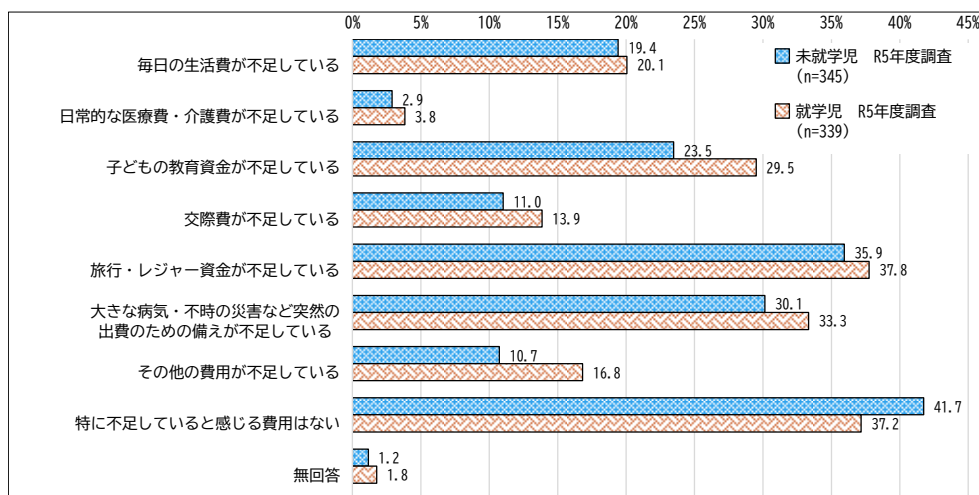
■仕事と子育てを両立するために必要なこと



9. 生活環境について（未就学児・就学児保護者）

生活環境については、未就学児及び就学児ともに3～4割が「特に不足していると感じる費用はない」と回答しているものの、「旅行・レジャー資金が不足している」「大きな病気・不時の災害など突然の出費のための備えが不足している」が3割以上を占めており、就学児では「子どもの教育資金が不足している」も3割近い割合となっています。

■生活環境について

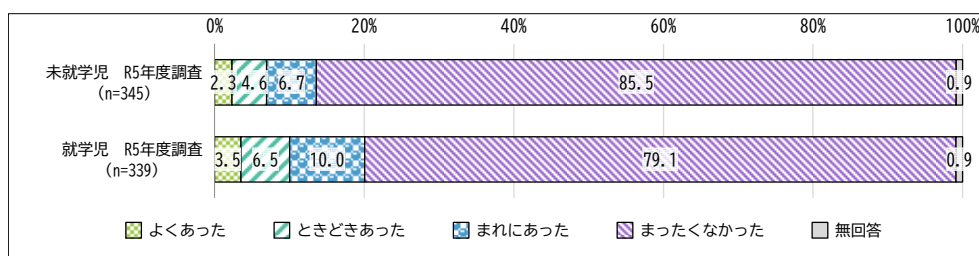


過去1年の間に、資金不足のため食料や衣服の購入ができなかったことがあるか尋ねたところ、未就学児及び就学児ともに「まったくなかった」が7割を超えており、「あった：よくあった＋ときどきあった＋まれにあった」の割合は1～2割程度となっています。

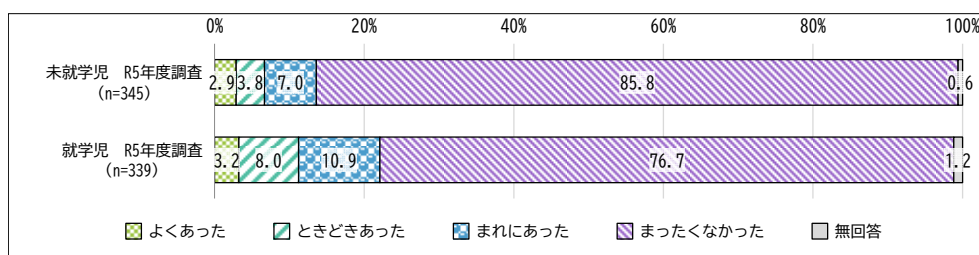
日常生活では特に不足を感じてはいないが、病気や災害等での急な出費、こどもの進路による教育資金額の不透明さに不安を感じる子育て世帯も多いことがうかがえます。

■家計の資金不足による生活への影響

【食料】



【衣服】

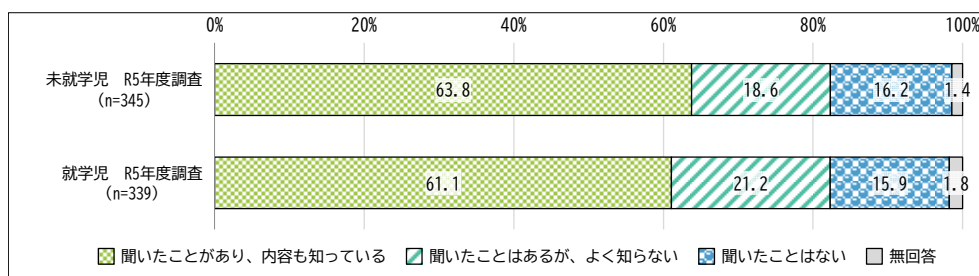


10. ヤングケアラーについて（未就学児・就学児保護者）

ヤングケアラーの認知度については、内容まで把握している割合が未就学児及び就学児ともに6割を超えていることから「ヤングケアラー」の認知度が高まっており、広報・啓発活動の効果等により社会的な関心が高まっていると考えられます。

しかし、内容までは把握していない、または認知していない割合が未就学児及び就学児ともに3割程度いることから、啓発活動を続けるとともに内容の周知も併せて行っていくことが必要であると考えられます。

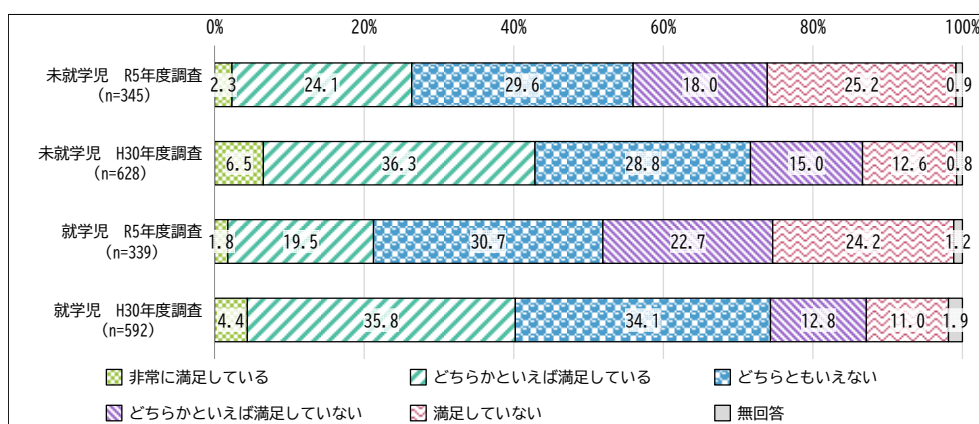
■ヤングケアラーの認知度



11. 対馬市の子育て環境について（未就学児・就学児保護者）

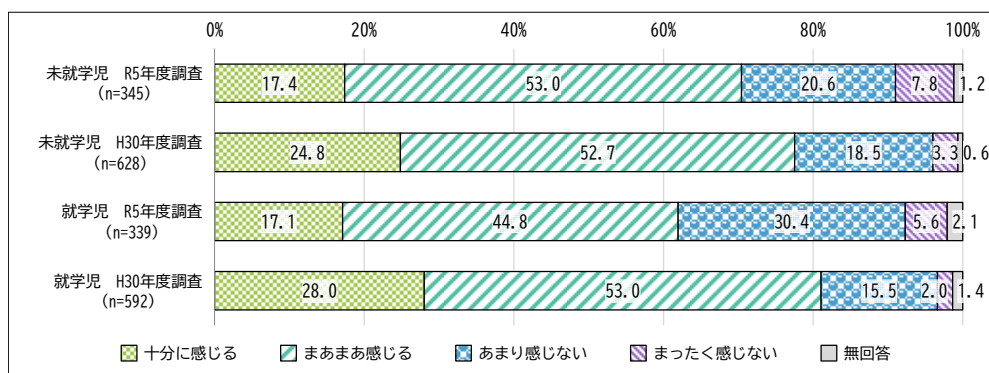
地域における子育ての環境や支援への満足度については、未就学児及び就学児ともに「不満足：どちらかといえば満足していない+満足していない」（4割台）が「満足：非常に満足している+どちらかといえば満足している」（2割台）を上回っており、前回調査と比べて「不満足」が15ポイント以上高くなっています。

■地域における子育ての環境や支援への満足度



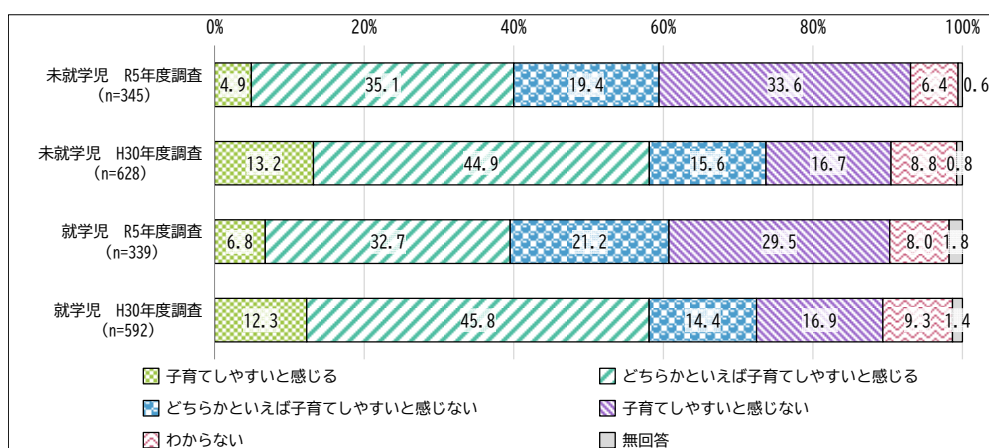
子育てが地域の人や友人・知人、社会で支えられていると感じるかについては、未就学児及び就学児ともに6割以上が「感じる：十分に感じる+まあまあ感じる」と回答しているものの、就学児では前回調査と比べて「感じない：あまり感じない+まったく感じない」が15ポイント以上高くなっています。

■子育てが地域の人や友人・知人、社会で支えられていると感じるか



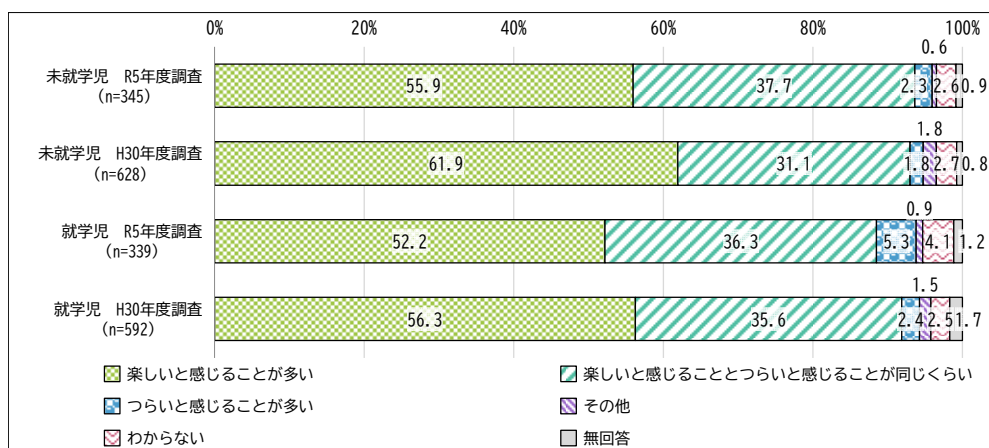
対馬市が子育てしやすいと感じるかについては、未就学児及び就学児ともに4割が「子育てしやすい：子育てしやすいと感じる＋どちらかといえば子育てしやすいと感じる」と回答しているが、前回調査（約6割）と比べて15ポイント以上低くなっています。

■対馬市が子育てしやすいと感じるか



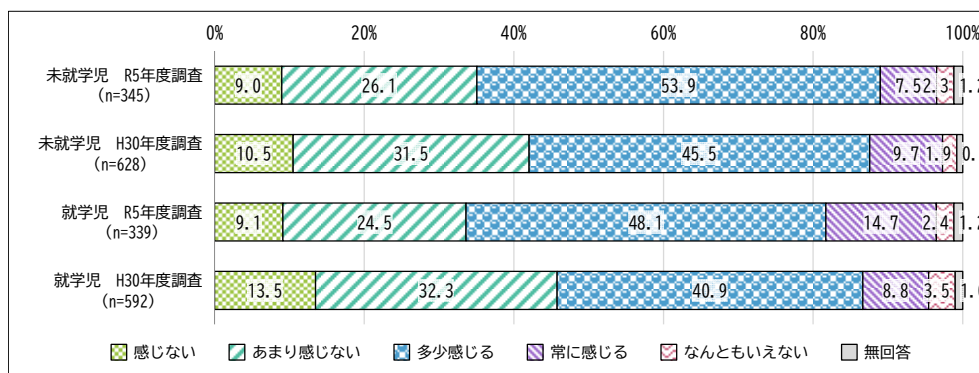
子育てについては、未就学児及び就学児ともに5割が「楽しいと感じることが多い」と回答しているが、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」も3割を占めています。

■子育てについて、どのように感じているか



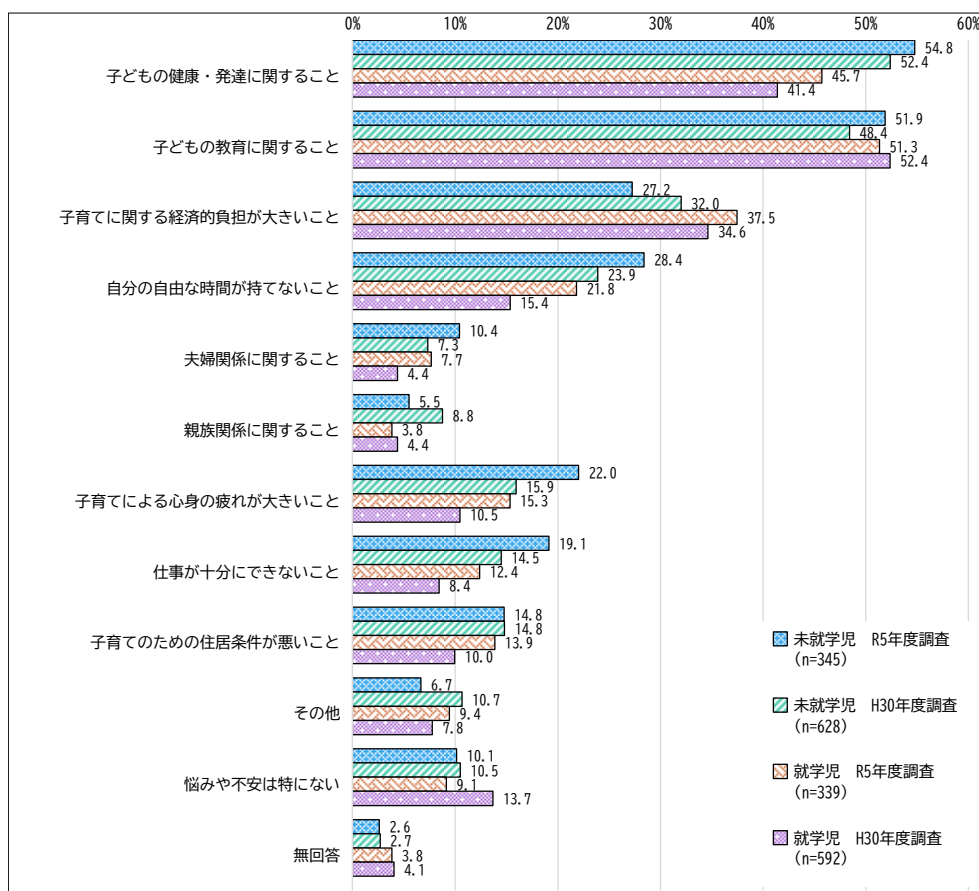
子育てに不安や負担を感じることはあるかについては、未就学児及び就学児ともに「感じない：感じない＋あまり感じない」が3割、「感じる：多少感じる＋常を感じる」が6割を超えており、不安や負担を「感じる」割合が「感じない」割合を上回っています。

■子育てに不安や負担を感じることはあるか



子育てに関する不安と悩みの内容については、未就学児及び就学児ともに「子どもの健康・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」が4割を超えており、就学児では「子育てに関する経済的負担が大きいこと」も3割を超えています。

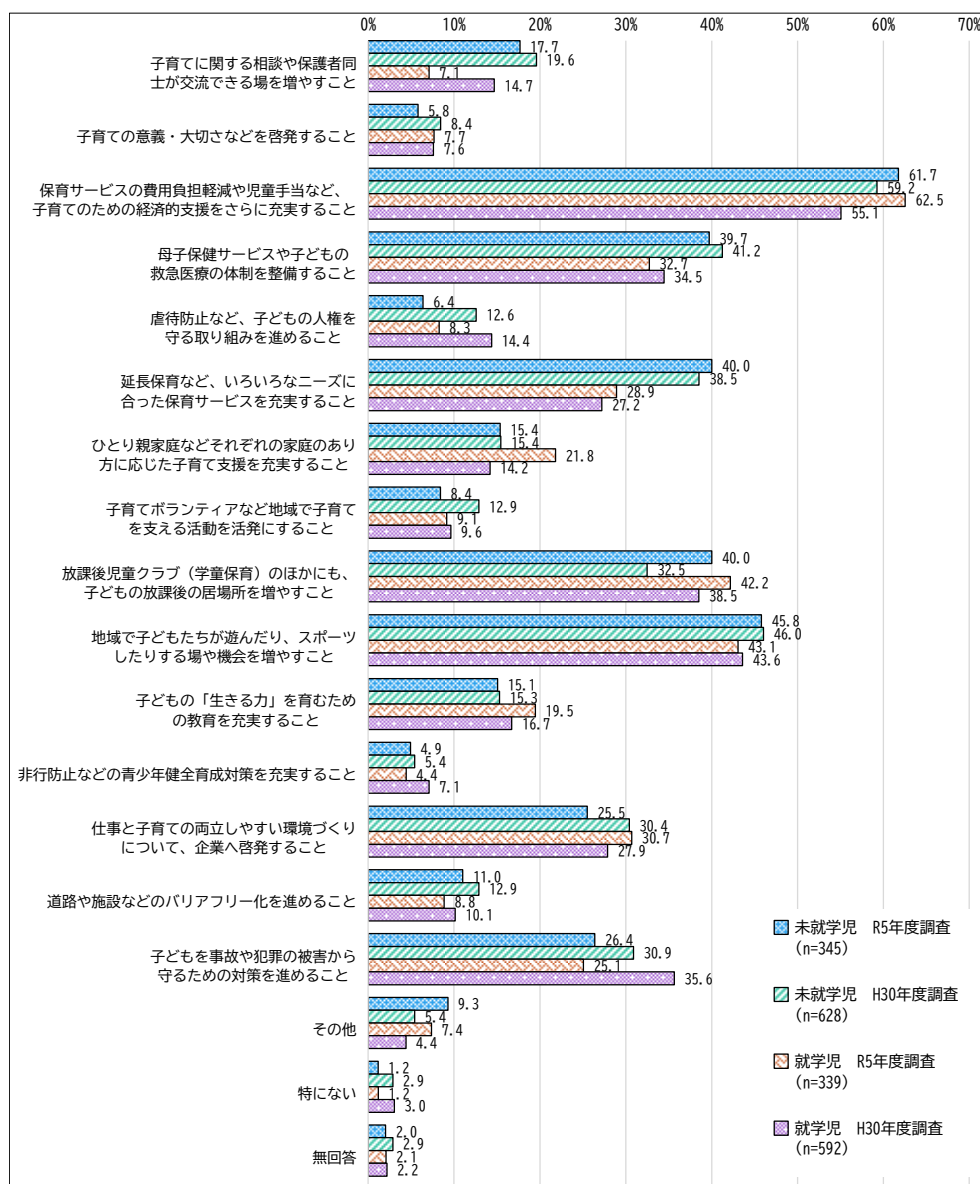
■子育てに関する不安と悩みの内容



対馬市で安心して子育てをするために、市に充実して欲しいこととしては、未就学児及び就学児ともに6割が「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実すること」、4割が「放課後児童クラブ（学童保育）のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やすこと」「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やすこと」と回答しています。また、未就学児では「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備すること」「延長保育など、いろいろなニーズに合った保育サービスを充実すること」も4割前後となっています。

これらのことから、相談体制や保育サービスの充実、放課後のこどもの居場所や医療体制の整備、経済的支援などが求められていることがうかがえます。対馬市で安心して子育てをしてもらうためには、行政と地域が連携し、子育て世帯が抱えている不安や悩みに寄り添い、こどもの成長段階や家族構成等を加味した、保護者のニーズに合わせた支援が必要であると考えられます。

■対馬市で安心して子育てをするために、市に充実して欲しいこと



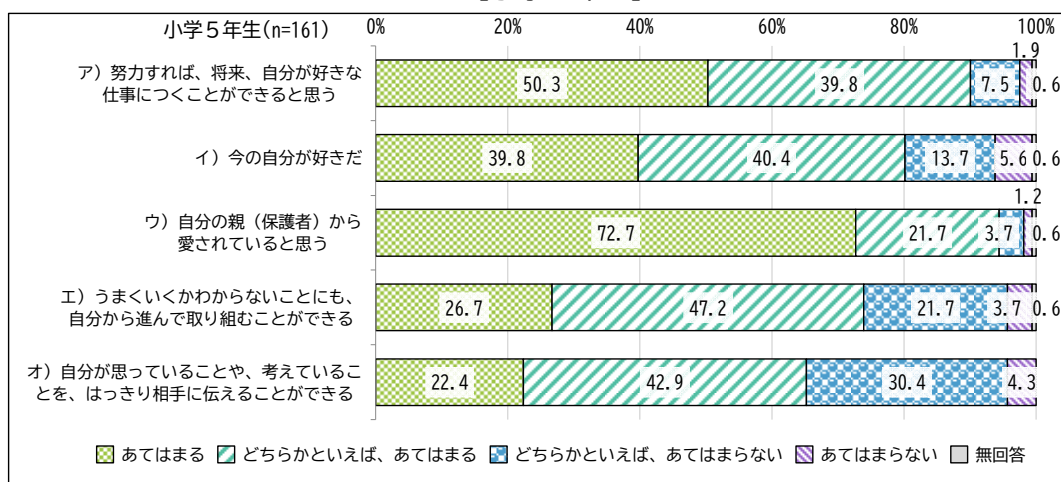
12. 自分自身のことについて (小5・中2・高2)

自分自身に関する認識（自己認識）について、小学5年生（以下、小5）、中学2年生（以下、中2）、高校2年生（以下、高2）ともに「あてはまる」という回答者の割合が最も高いのは、“自分の親・保護者から愛されていると思う”となっており、「どちらかといえば、あてはまる」を合わせると、それぞれ9割を超える割合となっています。

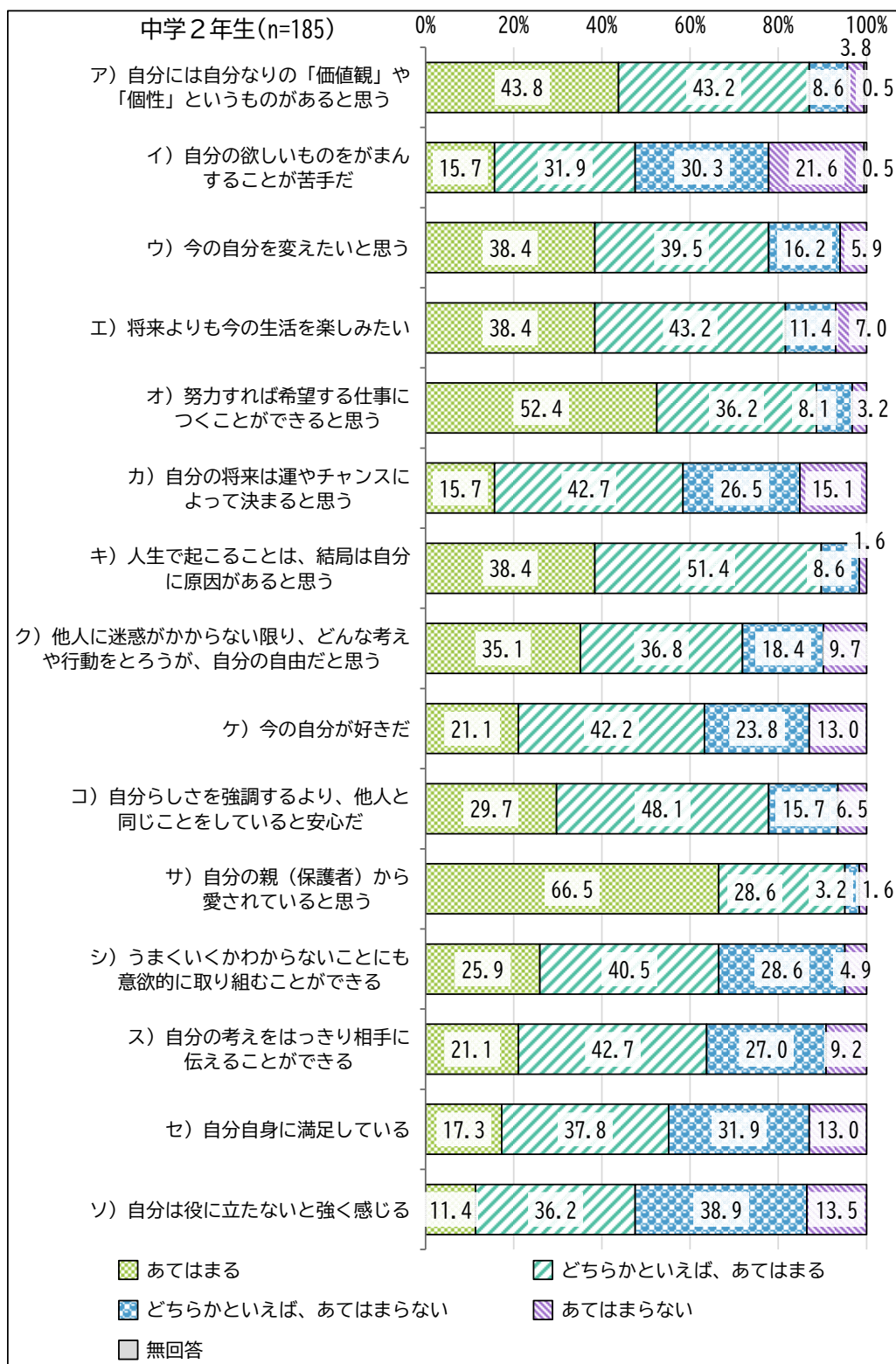
一方、“今の自分が好きだ”、“うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組むことができる”、“自分の考えをはっきり相手に伝えることができる”については、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計が、小5から高2にかけて次第に低くなっています。特に、“自分の考えをはっきり相手に伝えることができる”については、コミュニケーション能力の向上を図る取組や教育内容の充実だけでなく、こどもが遠慮なく自分の意見を伝えることができる機会の創出や、学校・家庭といった様々な場における環境づくりも重要であると考えられます。

■自分自身に関する認識（自己認識）

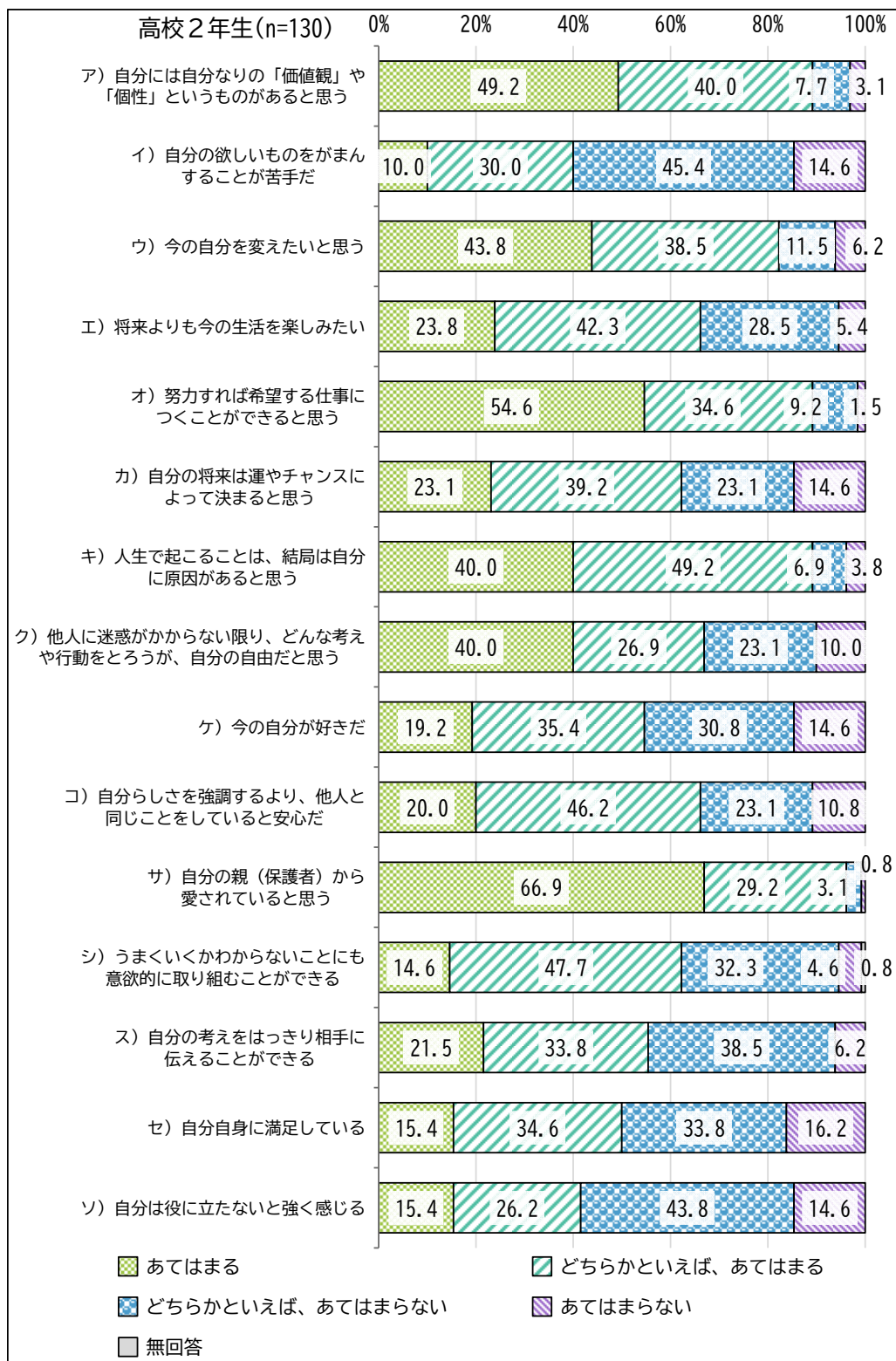
【小学5年生】



【中学2年生】



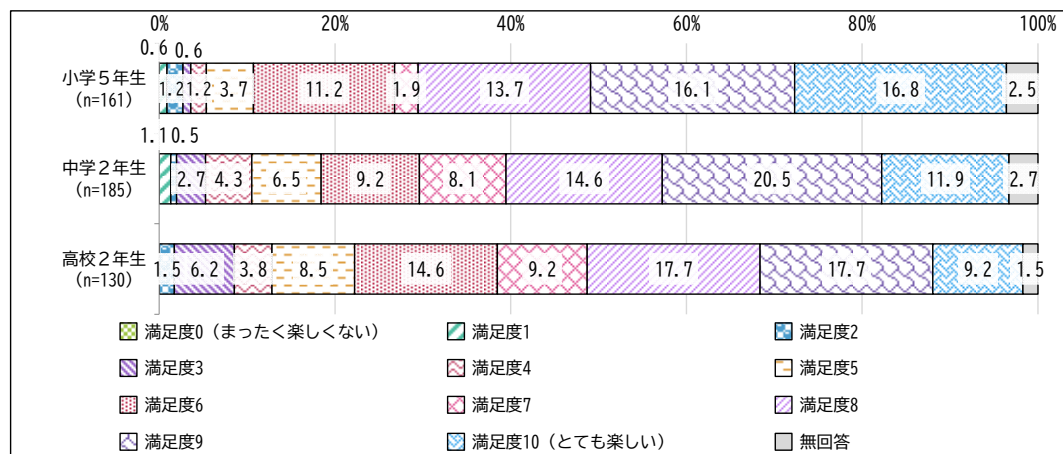
【高校2年生】



1 3. 学校生活などについて（小5・中2・高2）

学校生活の状況について、満足度7以上と回答した割合の合計では、小5から高2にかけて次第に低くなっています。特に、満足度10（とても楽しい）と回答した人の割合は、小5が16.8%に対して、高2では9.2%と大きく低下しています。

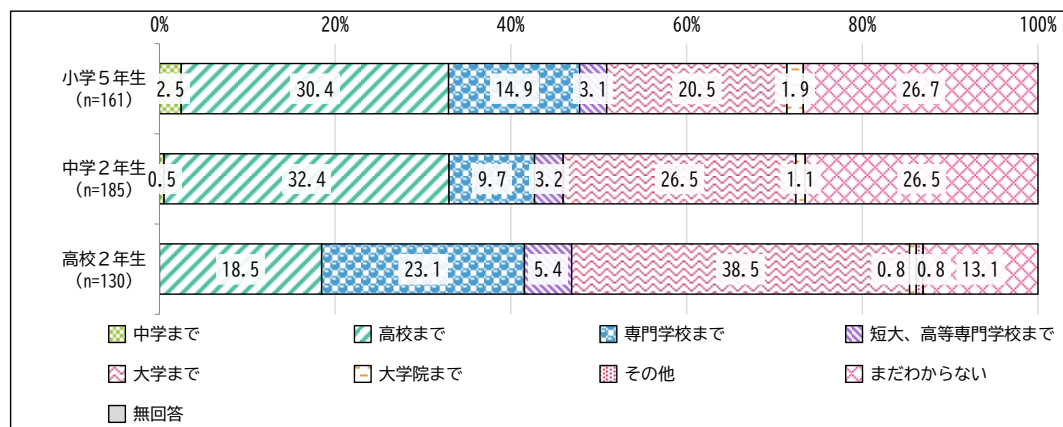
■学校生活の状況



1 4. 自分の将来について（小5・中2・高2）

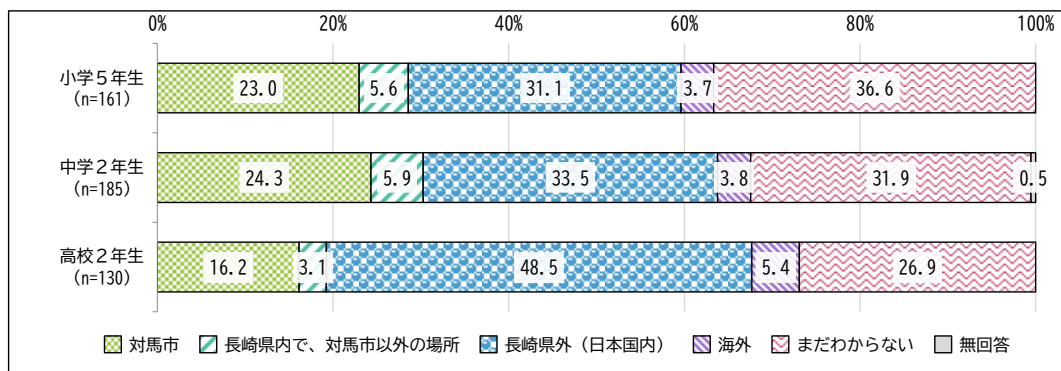
自身の将来について、将来の進学希望では、小5及び中2では「高校まで」と回答した人の割合が最も高かったのに対し、高2では「専門学校まで」、「大学まで」と回答した人の割合が小5及び中2と比較して高くなっており、自身の将来を考えて、より具体的に進路を検討している様子がうかがえます。

■将来の進学希望



「将来どこで生活していきたいか」については、小5及び中2と比較して、高2では「対馬市」と回答した人の割合が低く、対馬市以外の場所を回答した人の割合が高くなっています。前問において、高2で大学進学の希望が高くなっていることなど、高校卒業後の自身の進路や将来の希望が回答に影響していることが考えられます。

■将来において生活したい場所

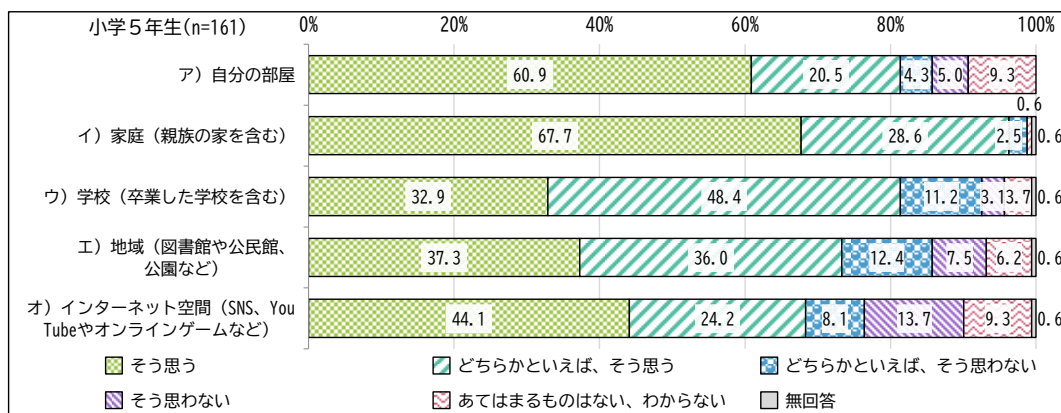


15. 普段の生活について（小5・中2・高2）

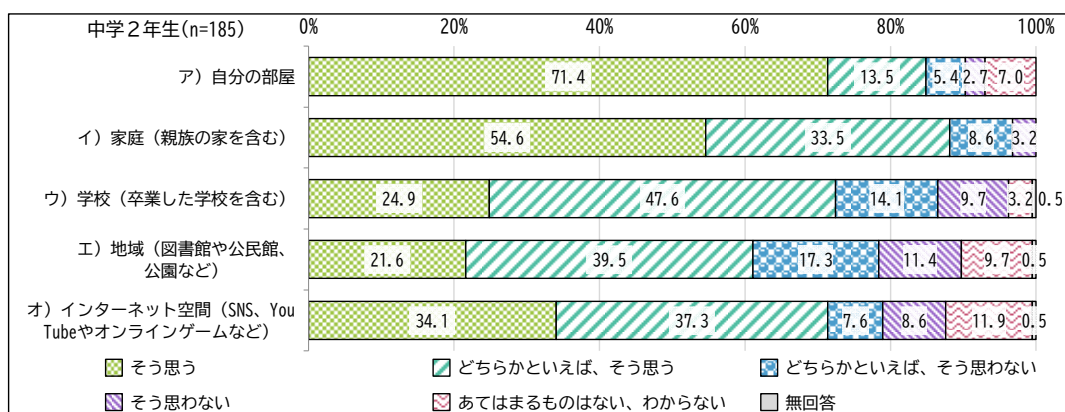
普段の生活の状況について、自分の居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）になっている場所では、全ての年代において“自分の部屋”、“家庭”が「そう思う」と回答した人の割合が高くなっています。一方、“学校”、“地域”については、年代が上がるにつれて、「そう思う」の割合は低くなっています。

■普段の生活における自分の居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）

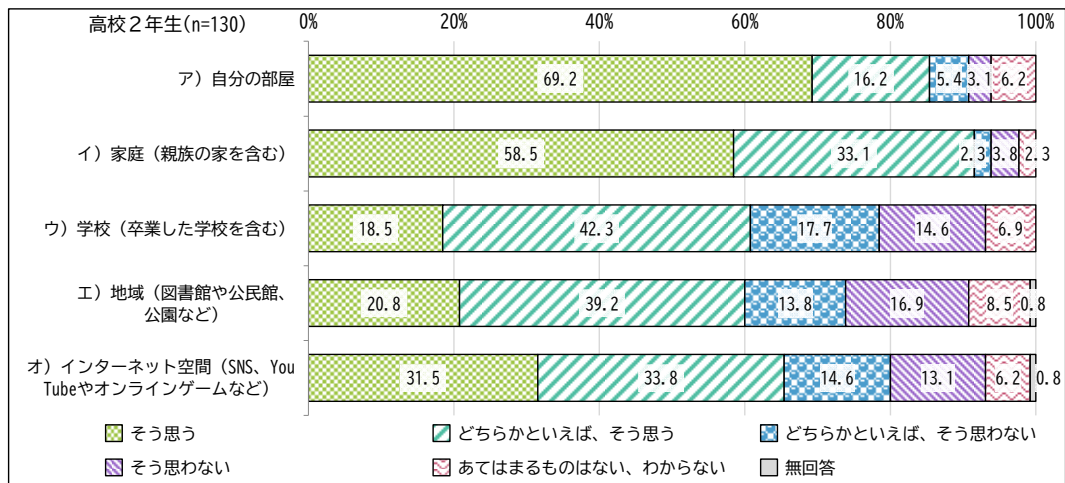
【小学5年生】



【中学2年生】

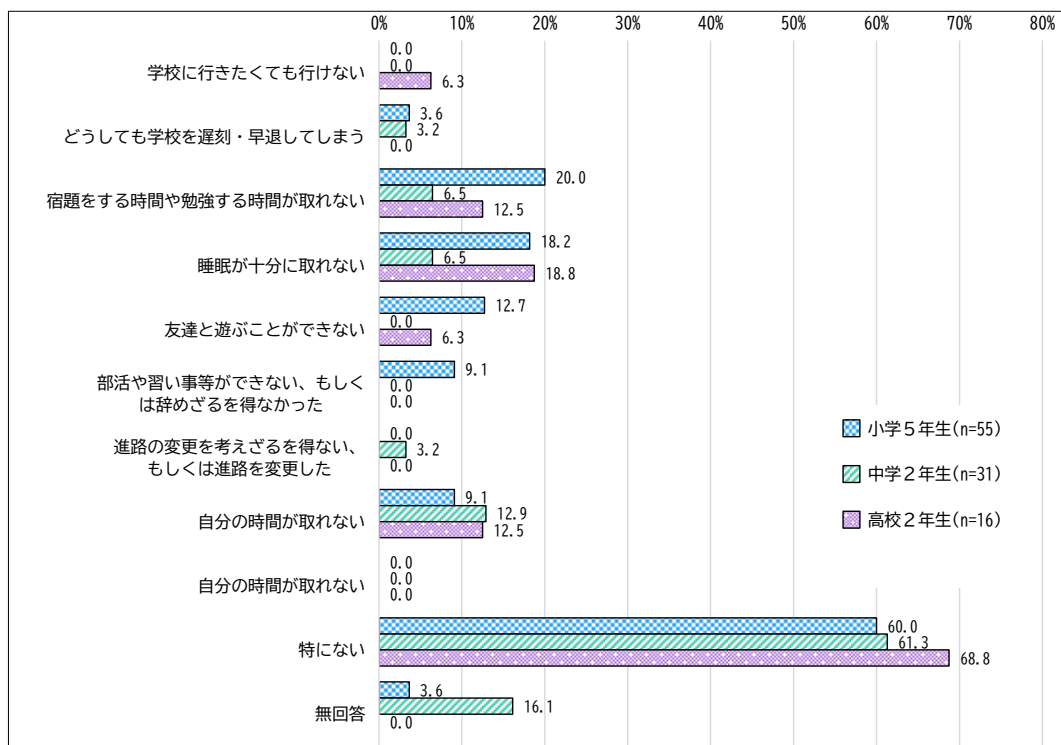


【高校2年生】



家族にお世話をしている人がいる回答者に対して、お世話をするこでできていないことを尋ねたところ、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」と回答した人の割合が高くなっており、学業や学校生活面への影響があることが考えられます。

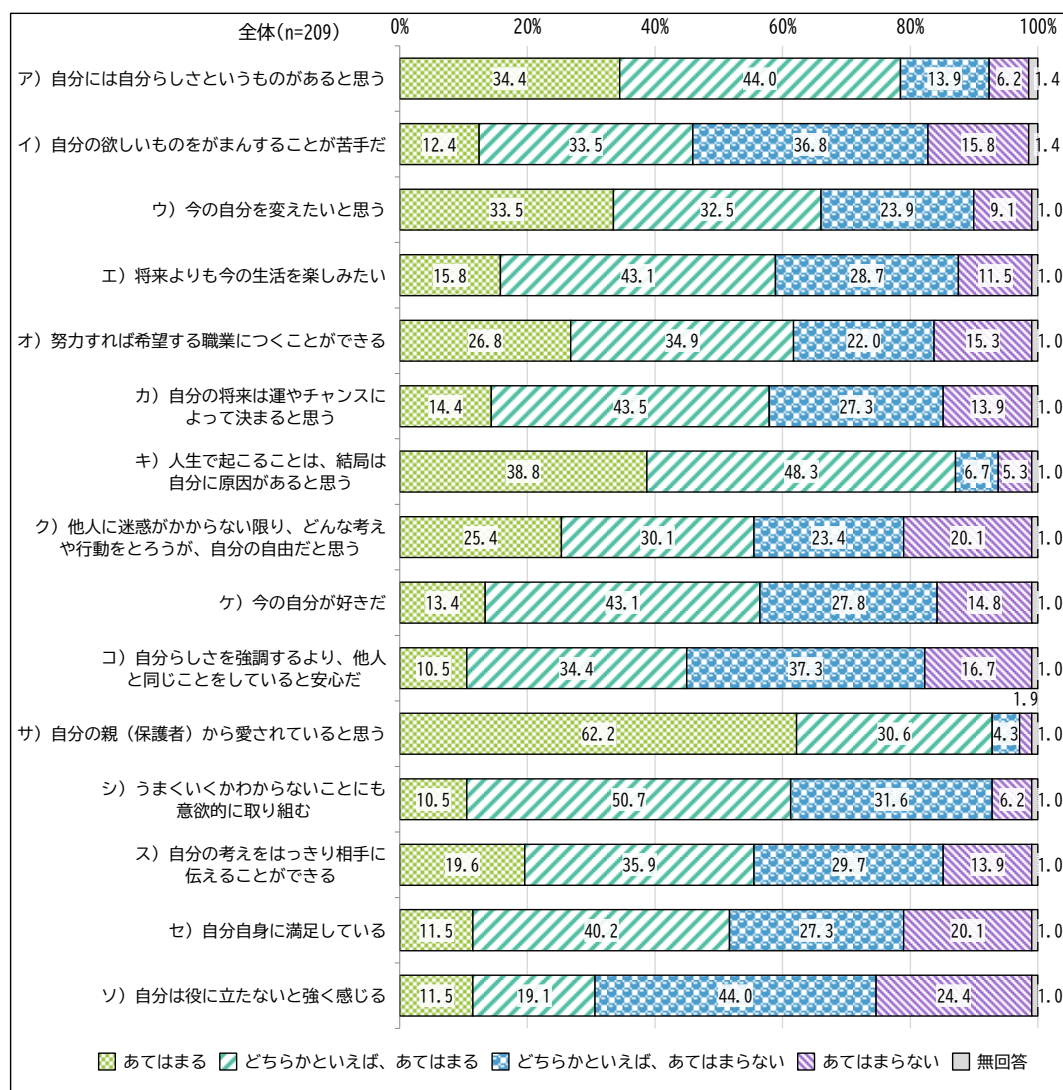
■家族のお世話をするこで、できていないこと（家族にお世話をしている人がいる回答者のみ）



16. 自分自身のことについて（若者）

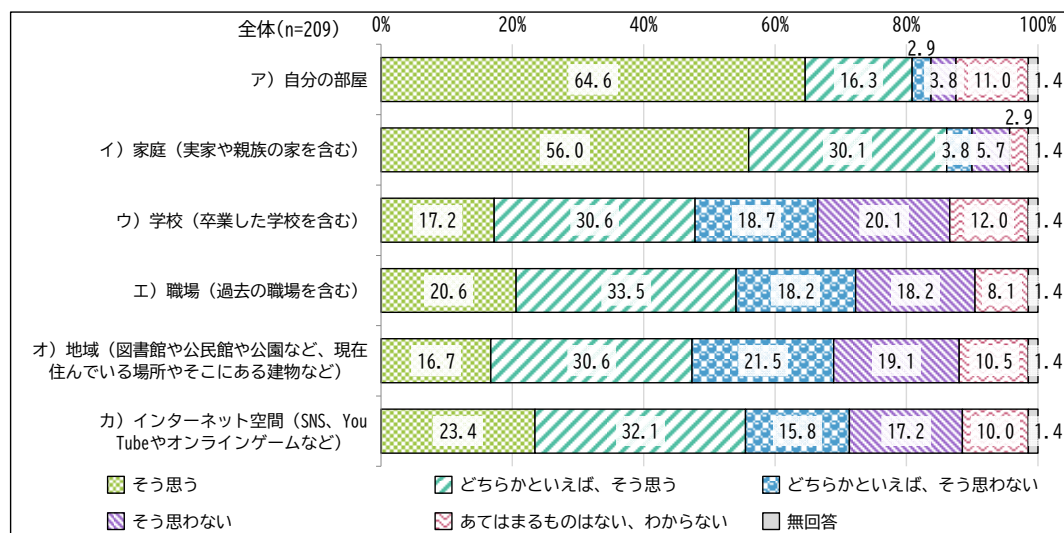
自分自身に当てはまることについて、「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」では、“自分の親（保護者）から愛されていると思う”と回答した人の割合が最も高くなっており、親子関係を肯定的にとらえている人が多いことがうかがえます。他に、“自分には自分らしさというものがあると思う”、“人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う”と回答した人の割合も高くなっています。

■自分自身に当てはまること



普段の生活の状況について、自分の居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）になっている場所では、“自分の部屋”、“家庭”が「そう思う」と回答した人の割合が高くなっています。一方、“学校”、“職場”、“地域”、“インターネット空間”については低くなっており、半数程度の回答者は、家の外ではほっとできないと感じている様子が見えます。

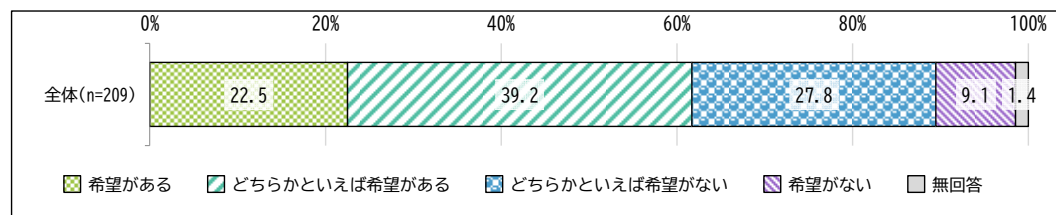
■普段の生活における自分の居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）



17. 将来の希望について（若者）

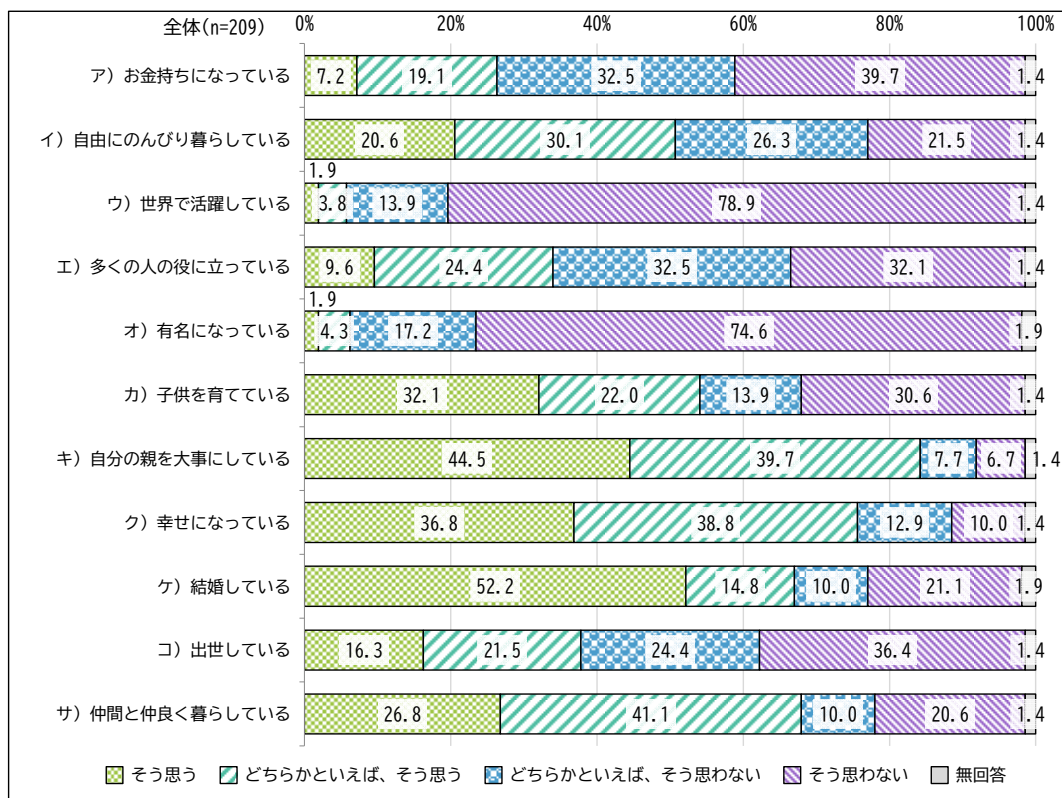
自身の将来に明るい希望を持っているかについて、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した人の合計は6割台となっています。

■自身の将来に明るい希望を持っているか



20年後の自分について、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合の合計では、“自分の親を大事にしている”、“幸せになっている”、“結婚している”と回答している人の割合が高くなっています。一方、“お金持ちになっている”、“世界で活躍している”、“有名になっている”と回答している人の割合は低くなっています。

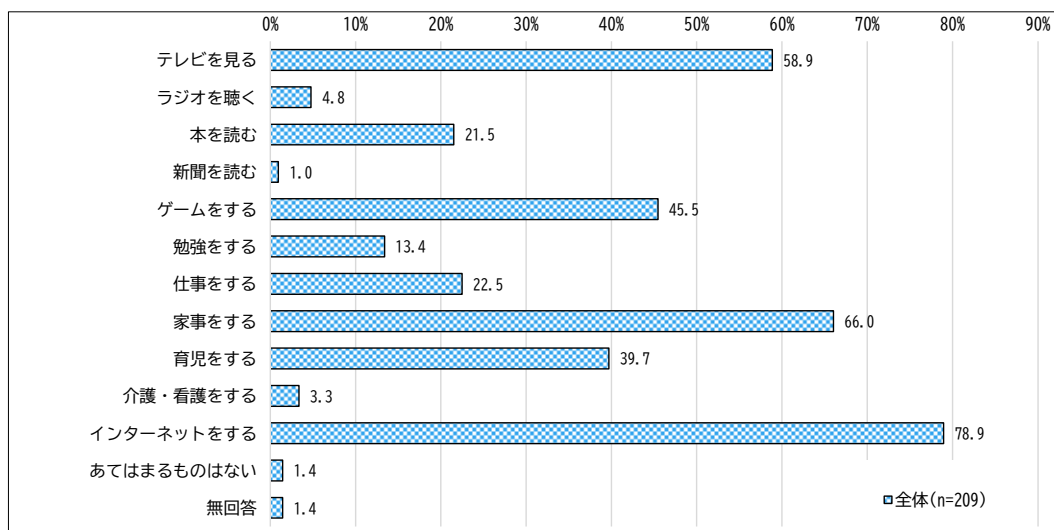
■20年後の自分について



18. 社会生活・日常生活について（若者）

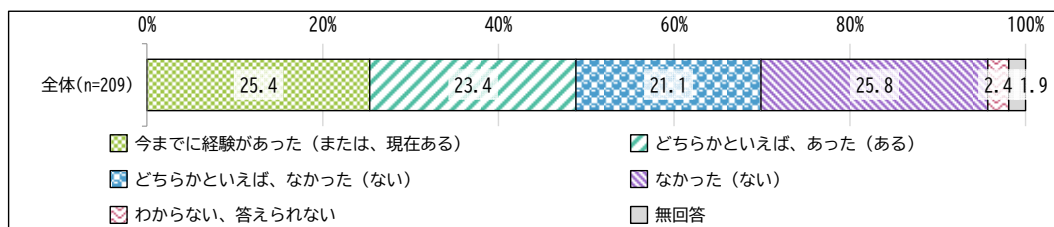
普段自宅にいる時に時間を使っていることについては、「インターネットをする」が最も高く、次いで「家事をする」、「テレビを見る」となっています。インターネットに時間を使う人が多いことから、今後の相談先やコミュニティの整備をする際にはインターネットの活用を十分検討することが必要であると考えられます。

■普段自宅にいる時に時間を使っていること



社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無について、「今までに経験があった（現在ある）」、「どちらかといえば、あった（ある）」と回答した人の割合の合計は、5割程度となっています。

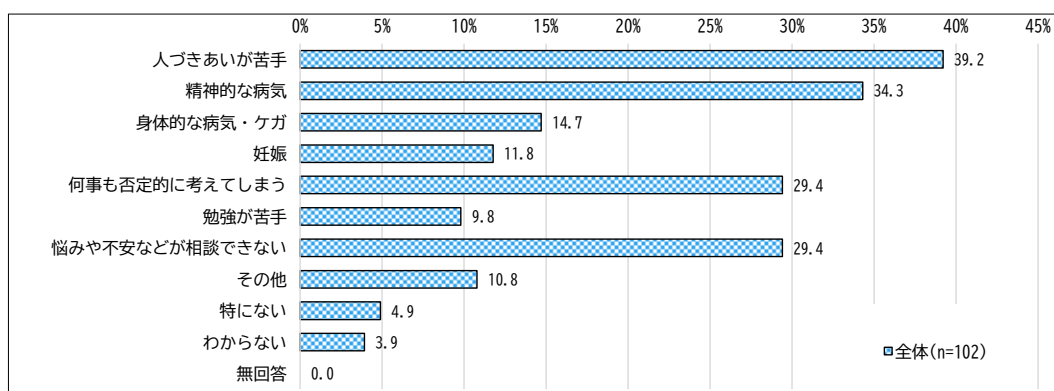
■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無



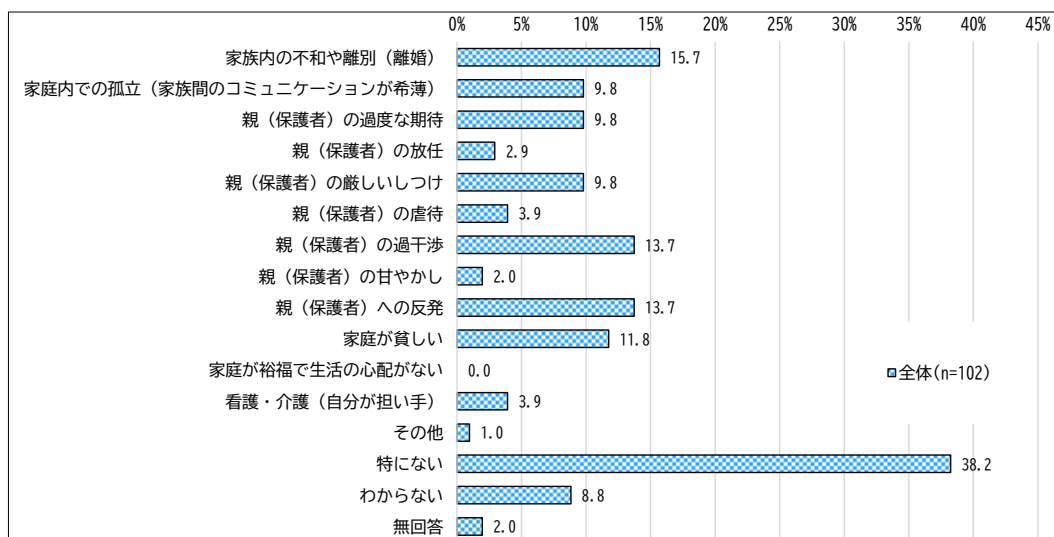
その原因について、割合が高かった項目は、自分自身では“人づきあいが苦手”、“精神的な病気”、家族・家庭では“家庭内の不和や離別”、学校では“いじめを受けた”、仕事・職場では“上司や同僚との関係が悪い”、“仕事の量や内容が自分の能力を超えている”、“働きたくない”となっています。

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった原因

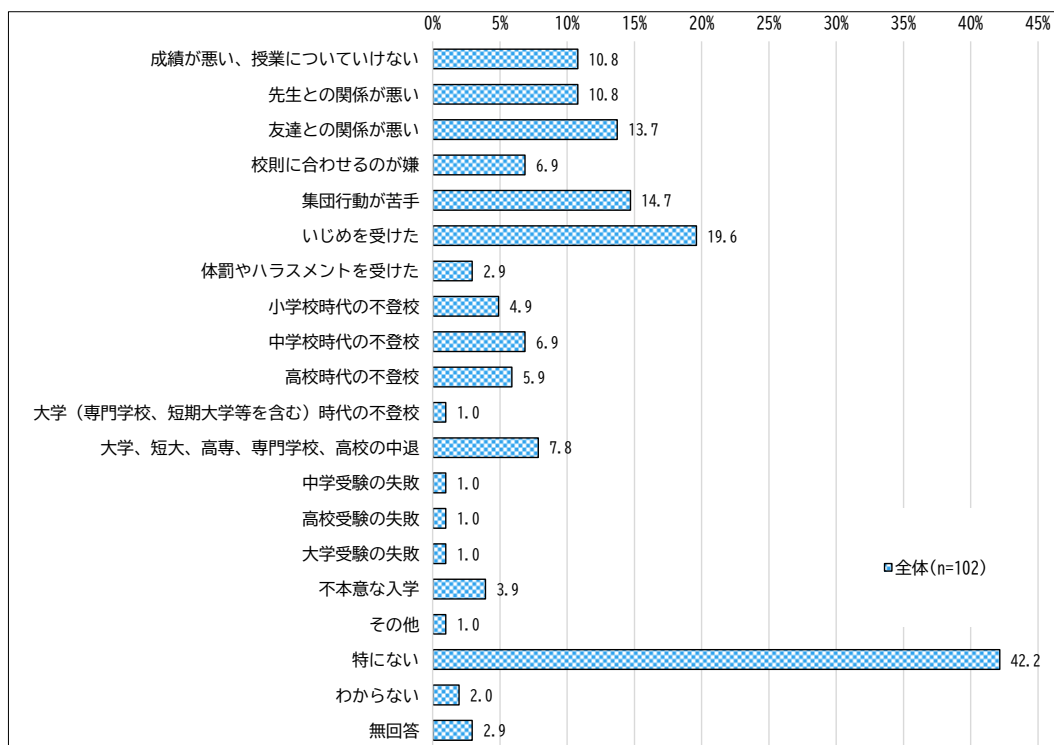
【自分自身について】



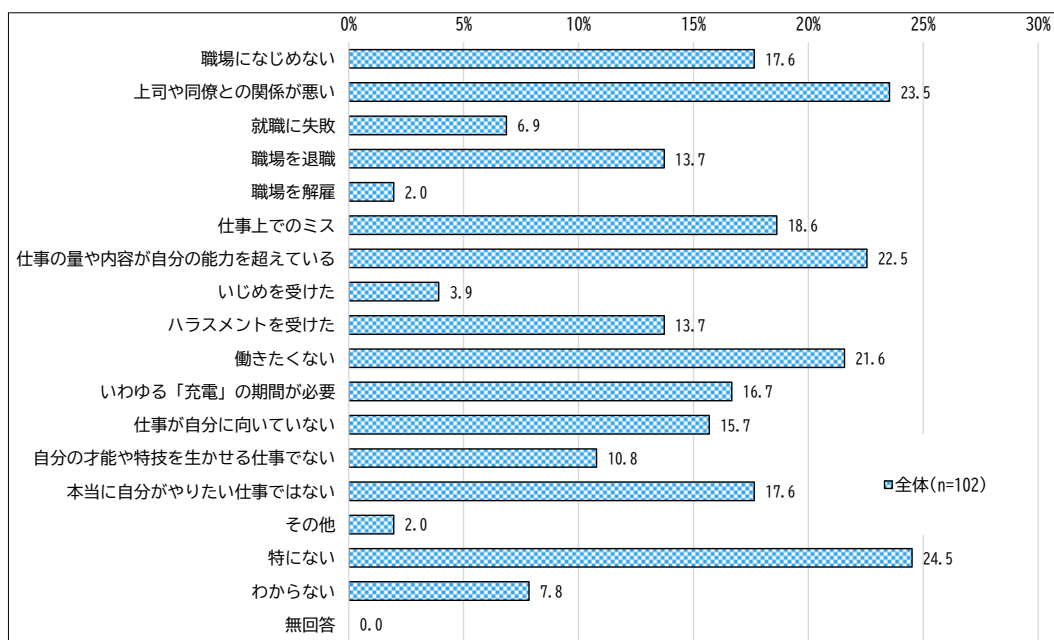
【家族・家庭について】



【学校について】

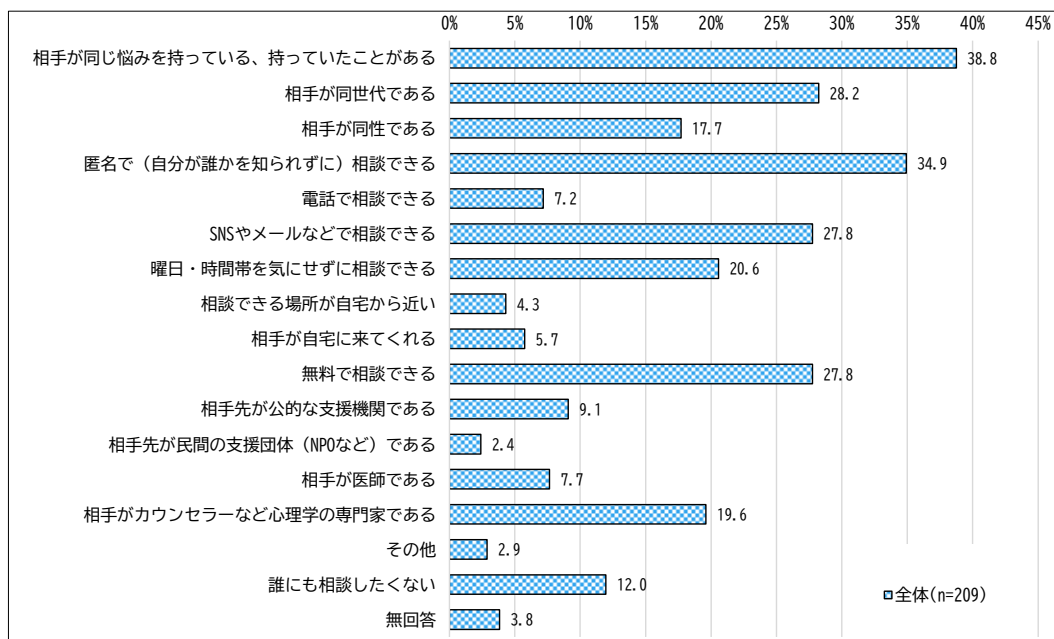


【仕事・職場について】



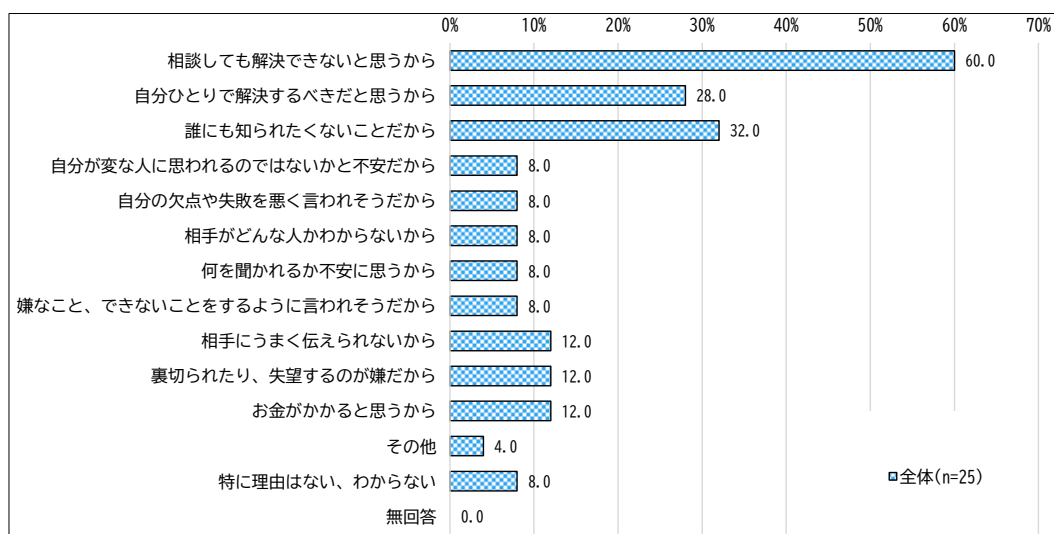
また、そのような状態になった時に、家族や知り合い以外に相談する理由としては、「同じ悩みを持っている」、「相手が同世代である」、「匿名で相談できる」、「SNS やメールで相談できる」、「無料で相談できる」と回答した人の割合が高くなっています。

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった時に、家族や知り合い以外に相談する理由



一方、相談したくない理由としては、「相談しても解決できないと思うから」、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」、「誰にも知られたくないことだから」と回答した人の割合が高くなっており、そのような状況になっている人の「心の壁」をいかに取り払うかが重要であると考えられます。

■相談したくない理由



3 教育・保育サービスの状況

(1) 第2期計画における教育・保育の量の見込みと実績の比較

第2期計画期間である令和2年度から令和6年度における、量の見込みと実績を比較すると、計画期間の全ての年度において実績が見込みを下回る状況でした。

認定区分別に見ると、3号認定（0歳）では令和2年度及び令和3年度において、第2期計画における量の見込みを上回っている状況です。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①第2期計画における量の見込み		1,078	1,039	1,003	981	951
認定区分	1号認定	130	125	120	118	115
	2号認定	605	580	559	548	532
	3号認定（0歳）	46	44	43	42	40
	3号認定（1～2歳）	297	290	281	273	264
②実績		966	954	877	812	761
認定区分	1号認定	113	100	78	58	51
	2号認定	547	559	504	486	457
	3号認定（0歳）	52	52	39	26	33
	3号認定（1～2歳）	254	243	256	242	220
差異（②－①）		▲112	▲85	▲126	▲169	▲190

各年度4月1日現在（人／年）



(2) 第2期計画における地域子ども子育て支援事業の量の見込みと実績の比較

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。第2期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
②実績	8,697	9,094	7,938	11,822	—
差異（②—①）	▲15,303	▲14,906	▲16,062	▲12,178	—

（人日／年）

②一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。第2期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。

（幼稚園型以外）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②実績	355	72	78	87	—
差異（②—①）	▲45	▲328	▲322	▲313	—

（人日／年）

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。第2期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。実績は減少傾向で推移しています。妊娠期間中の適時に受診できるよう努めています。

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②実績	2,100	2,059	1,735	1,438	—
差異（②—①）	▲400	▲441	▲765	▲1,062	—

（回数／年）

④乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。第 2 期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。全戸訪問を目標とし、市内全ての子育て家庭の把握に努めています。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	220	220	210	200	200
②実績	139	179	118	126	—
差異（②—①）	▲81	▲41	▲92	▲74	—

(人／年)

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。第 2 期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを上回っている状況です。今後、適切な量の見込みを設定した上で、提供体制を整備していく必要があります。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②実績	44	49	53	38	—
差異（②—①）	19	24	28	13	—

(人日／年)

⑥延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。第 2 期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	250	250	250	250	250
②実績	151	238	134	149	—
差異（②—①）	▲99	▲12	▲116	▲101	—

(人／年)

⑦病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。第2期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	250	250	250	250	250
②実績	138	148	197	177	—
差異（②—①）	▲112	▲102	▲53	▲73	—

(人日／年)

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和3年度以降は実績が見込み量を上回っている状況が続いています。定員数には余裕がある状況ですが、今後は適切な量の見込みを設定した上で事業の充実を図っていく必要があります。

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	263	260	261	257	255
②実績	256	297	294	276	—
差異（②—①）	▲7	37	33	19	—

(人／年)



第3章 こども・若者支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画において「うちん子も だれん子も おっどん宝」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「対馬市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、繋がりあいながら、これから対馬市の未来をつくっていくこどもたち・若者たちを育てていく環境づくりを目指し、これまでの計画において基本理念として掲げてきた「うちん子も だれん子も おっどん宝」を本計画における基本理念として、対馬市で暮らすこども、若者、保護者、支援者に向けた様々な取組やサービスの充実を推進していくこととします。

基本理念

うちん子も だれん子も おっどん宝

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

基本目標1 こども・若者が自分らしくいられる島

基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる島

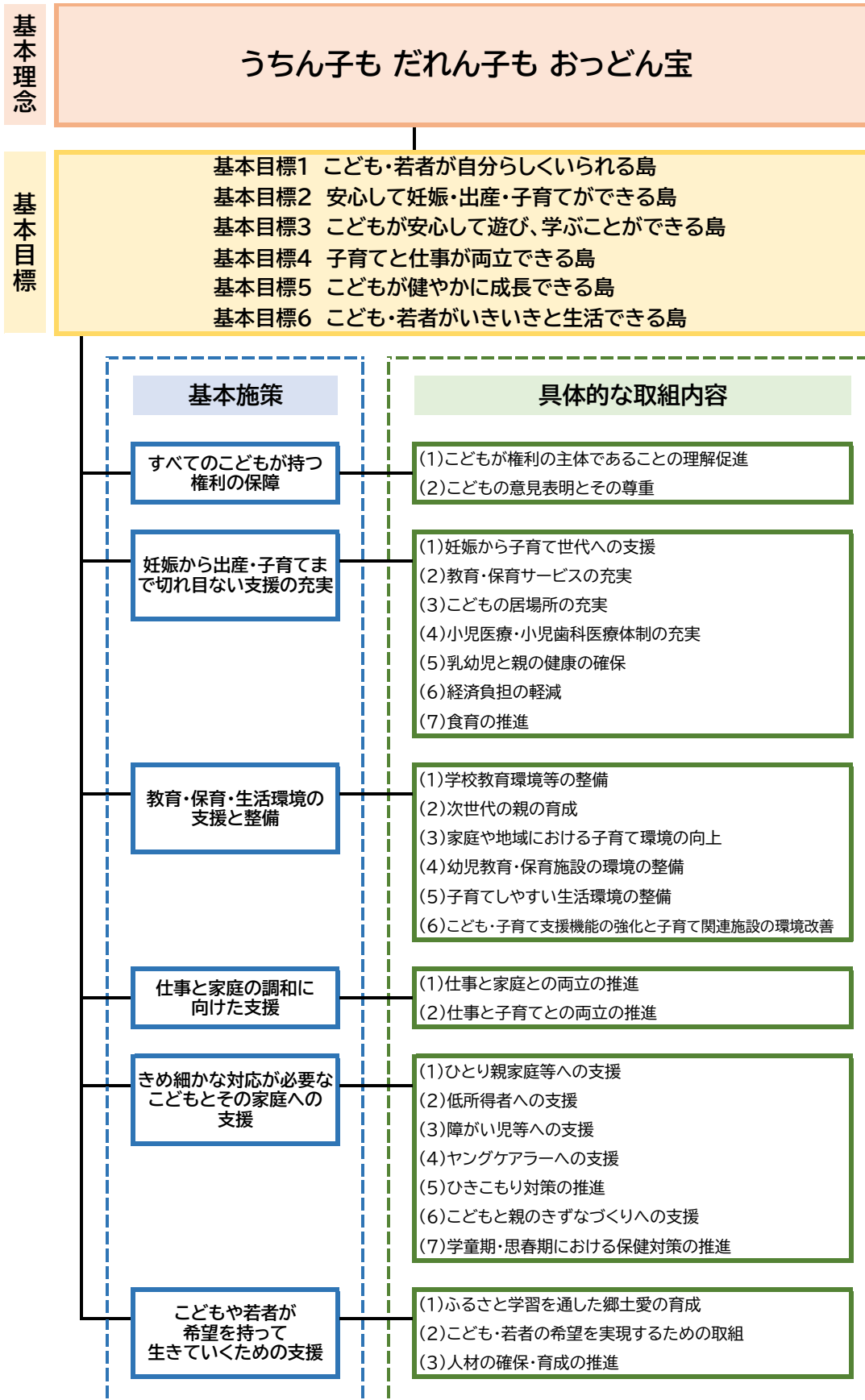
基本目標3 こどもが安心して遊び、学ぶことができる島

基本目標4 子育てと仕事が両立できる島

基本目標5 こどもが健やかに成長できる島

基本目標6 こども・若者がいきいきと生活できる島

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者が自分らしくいられる島

■すべてのこどもが持つ権利の保障

(1) こどもが権利の主体であることの理解促進

【取組の方向性】

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
こども・若者の権利の普及啓発	広報誌・ホームページの活用等、様々な手法や媒体を用いて、あらゆる世代に向けた、こども・若者の権利に関する普及啓発を行います。	こども未来課

(2) こどもの意見表明とその尊重

【取組の方向性】

こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みづくりを推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
こども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政に対して自主的に意見を表明できる手段について、インターネットをはじめとする様々な媒体の活用を検討します。	こども未来課
こども・若者の意見聴取とその仕組みづくり	こども・若者がこども施策についての意見表明を行う方法や意見表明に積極的に参加できるような仕組みづくりを検討します。	こども未来課

基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる島

■妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援の充実

(1) 妊娠から子育て世代への支援

【取組の方向性】

妊産婦に対する健康診査をはじめ、妊産婦等への保健指導や経済的な支援、伴走型相談支援等、本市の母子保健部門の個別計画である「第3次健康つしま21計画」の取組と連携し、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
健康教育事業	①母子健康手帳の交付 妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する「母子健康手帳」を交付し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 ②パパママ教室 安心して出産と育児を迎えられるよう、妊婦とその夫を対象に教室を実施します。 ③離乳食教室 成長、発達のための離乳の支援を行うとともに健やかな親子関係を促し、育児の自信が持てるような支援を行います。	健康増進課
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。また、妊娠8週～39週までの妊婦健康診査14回分にかかる費用を助成します。	健康増進課
多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合より頻回の妊婦健康診査受診が推奨されるため14回分より追加でかかる費用を助成します。	健康増進課

事業・取組名	内 容	担当課
1 か月健康診査事業	乳児の健康の保持及び増進を図るため、発育状況、栄養状況、健康状態を評価し、適切な指導を行います。また、乳児の1 か月健康診査の費用を助成します。	健康増進課
安心出産支援事業	安全な出産に備え、出産予定間近の上対馬町、上県町にお住まいの妊婦に対して、交通費及び宿泊費を助成します。	医療対策課
新生児聴覚検査助成事業	先天性難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査にかかる費用を助成します。	健康増進課
新生児オプショナルスクリーニング検査費用助成事業	新生児の疾病の早期発見及び早期治療を図ることを目的として、新生児オプショナルスクリーニング検査費用を助成します。	健康増進課
産後ケア事業	出産後に安心して子育てができるように、産後の心身のケアと育児のサポートを行います。	健康増進課
産婦健康診査事業	産後の身体の回復状況の確認とうつ病予防のため、出産後間もないお母さんのところとからだの健康状態をチェックする「産婦健康診査」費用の一部を助成します。	健康増進課
妊婦のための支援給付事業	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、一体的な相談支援及び経済的支援を行います。	健康増進課
出産育児一時金	国保加入者が出産された場合、申請により一時金を支給します。	健康増進課

(2) 教育・保育サービスの充実

【取組の方向性】

子育て世帯の負担軽減や緊急時に対応できるよう、様々な教育・保育サービスの提供体制の確保に努めます。

事業・取組名	内 容	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども未来課

事業・取組名	内 容	担当課
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	こども未来課
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	こども未来課
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	こども未来課

(3) こどもの居場所の充実

【取組の方向性】

こども・若者が、安全に安心して過ごすことができるよう、地域と協働しながら安全・安心な居場所づくりを推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行います。	こども未来課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こども未来課
児童館運営費補助事業	児童に健全な遊びの場を提供し、健全育成活動の拠点として運営する児童館に対し、運営費の支援を行います。	こども未来課
地域子ども教室推進事業	すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得ながら、放課後の時間や土曜日を活用して、こどもたちの勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの取組を推進します。	生涯学習課

(4) 小児医療・小児歯科医療体制の充実

【取組の方向性】

休日・夜間の診療体制の整備や予防接種の接種率の向上に努めるなど、あらゆる面からこどもの健康維持に努めます。また、こどもの頃からの口腔の健康維持は、大人になってからの生活習慣病の予防にも繋がることから、こどもの口腔の健康維持を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
休日・夜間診療体制の維持	すべてのこどもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会・歯科医師会などと連携し、休日・夜間診療体制を維持します。	医療対策課
必要な医療を適切に受けることができる仕組みづくり	育成医療、未熟児養育医療の実施に関する手続きを円滑に行い、こどもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。	福祉課
予防接種	小児の定期接種については、市内医療機関にて無料で実施します。里帰り等のため市外で予防接種を受ける場合には、県内であれば広域接種として無料で接種でき、県外であれば市の委託料を上限として接種費用を助成します。	健康増進課
口腔衛生指導	①歯科健診時に歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。 ②フッ化物塗布（希望者）：歯科健診時にフッ化物塗布を実施します。 ③フッ化物洗口（希望者）：園や学校でのフッ化物洗口を実施します。	健康増進課

(5) 乳幼児と親の健康の確保

【取組の方向性】

母子保健、相談支援、経済的支援等、各分野の支援を充実し、安心して子育てができる環境を整備することで、乳幼児の健やかな成長を支えることを推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康増進課

事業・取組名	内 容	担当課
乳幼児健康診査・訪問指導	①乳児健康診査（4か月・8か月・12か月）、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査を実施します。（費用は無料） ②赤ちゃん訪問（全戸）：生後4か月以内の乳児に対して無料で訪問指導を実施します。 ③訪問指導：希望者や支援が必要な家庭に対して、自宅へ訪問し育児相談等を実施します。	健康増進課
こども家庭センターの設置	対馬市こども家庭センター（令和7年4月1日設置）において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。	こども未来課

（6）経済負担の軽減

【取組の方向性】

子育てに係る保護者の経済的負担の軽減や必要な医療を容易に受けることができるよう、就学の援助やこども医療費の助成等に引き続き取り組み、安心して子育てしやすい環境づくりに努めます。

事業・取組名	内 容	担当課
児童手当・児童扶養手当	児童手当は、18歳以下のこどもを養育する方に対し手当を支給します。 児童扶養手当は、ひとり親家庭等で児童を養育している方に支給します。（所得制限有り）	こども未来課
乳幼児・こども医療費助成事業	小学校就学前までの乳幼児と高校卒業までのこどもを対象に、病院、歯科医院、薬局等の医療機関に支払われた医療費の一部を助成します。 【助成の金額等】 病院等で支払われた医療費から「高額医療費」及び「付加給付」の額を引いた金額からさらに、自己負担額を引いた金額を支給（保険診療分）します。	こども未来課

事業・取組名	内 容	担当課
保育料等軽減事業	3歳未満児については、市独自に住民税非課税世帯を無償化し、課税世帯については、国基準額の約7割で設定します。また、同一世帯に満18歳に達する日以降の3月31日までの範囲内にあるこどもで2人以上の児童が同時に保育所等を利用する場合は、2人目を半額、3人目以降は無料とします。併せて、給食費における副食費も無料とします。	こども未来課
対馬市就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、修学旅行費と学用品費については、一部援助、給食費と医療費については実費を援助します。	学校教育課
乳児紙おむつ費等助成事業	乳児に必要な紙おむつ費等の一部を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。	こども未来課

(7) 食育の推進

【取組の方向性】

家庭、地域、学校等の連携を図りながら、望ましい食習慣に関する周知・啓発に努め、こどもや若者の基本的な生活習慣の確立を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
食育推進事業	妊婦相談や乳幼児健康診査時に正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう情報提供や相談を行います。また、「早寝・早起き・朝ご飯」など幼児期からの規則正しい生活リズムの必要性を啓発します。	健康増進課

基本目標3 こどもが安心して遊び、学ぶことができる島

■教育・保育・生活環境の支援と整備

(1) 学校教育環境等の整備

【取組の方向性】

こどもたちに安全で豊かな学校環境を提供するために、施設の点検・整備に努めます。

事業・取組名	内 容	担当課
学校施設等維持管理整備	児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全な教育環境を整備します。	教育総務課

(2) 次世代の親の育成

【取組の方向性】

長崎県が推進する「ココロねっこ運動」の取組を通して、家庭や地域を大切に思う心の醸成を図ります。

事業・取組名	内 容	担当課
ココロねっこ運動推進事業	ココロねっこ運動を推進するため、ココロねっこ10（テン）に基づいた活動等を実施します。 例）つしまっ子家庭教育10か条ポスターによる啓発活動	生涯学習課

※「ココロねっこ運動」とは、「子どもたちの心の根っこを育てるため、大人が変わろう、行動しよう」という、県民総ぐるみの子育て支援を推進する長崎県独自の県民運動です。

(3) 家庭や地域における子育て環境の向上

【取組の方向性】

こどもの保護者が安心して子育てができるように、子育ての安心感や充足感を得られるような親子同士の交流の場づくり、相談支援など、地域で子育てを応援する環境づくりを推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
子育て世帯と地域の交流機会の充実	学校と公民館が連携した事業を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を図ります。	生涯学習課

事業・取組名	内 容	担当課
公民館事業の充実	公民館における家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業の充実を図ります。	生涯学習課
ながさきファミリープログラム	子育て中の親同士が交流し、子育てについての悩みや体験を話し合う中で、共感し合ったり、子育てのヒントを学んだりする保護者の学習を実施します。	生涯学習課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(援助会員)」が会員となり、地域で相互援助活動を実施します。	こども未来課
支援対象児童等見守り強化事業	対馬市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて子どもの見守り体制の強化を図ります。	こども未来課
養育支援訪問事業 (再掲)	保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康増進課
こども家庭センターの設置(再掲)	対馬市こども家庭センター(令和7年4月1日設置)において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。	こども未来課

(4) 幼児教育・保育施設の環境の整備

【取組の方向性】

こどもたちに安全で豊かな保育環境を提供するために、施設の点検・整備を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
施設維持管理整備	保育所配置計画に基づき、こどもたちが安心して園生活を送ることができるよう、安全な保育環境を整備します。	こども未来課

(5) 子育てしやすい生活環境の整備

【取組の方向性】

こどもの健全な成長を支援するために、生活環境及び住環境の改善や、こどもの健康維持に向けた支援を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
非行防止・環境浄化対策事業	こどもたちの非行防止及び健全育成のため、市内の各店舗等への立入調査・環境実態調査等を行います。	生涯学習課
対馬市親子でスマイル住宅支援事業	安心してこどもを産み育てることのできる住まい及び住環境の形成を促進するため、住宅を新築若しくは改修する者又は住宅を取得する方に対して、費用の一部を助成します。	こども未来課
小児慢性特定疾病児童等島外通院交通費助成事業	長期にわたる専門的な治療が必要な児童の保護者に対し、児童が島外の医療機関へ通院する際に要した交通費の一部を助成します。	福祉課

(6) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善

【取組の方向性】

こどもや保護者が快適に過ごすことができる施設を拡充するため、親子の交流の場や相談室、遊びの広場等の公共施設等におけるこども・子育て支援機能の強化を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
こどもや保護者が過ごしやすい施設整備や環境改善	公共施設等におけるこども・子育て支援機能の強化に係る施設整備や児童福祉施設等の子育て関連施設の環境改善を行います。 必要に応じて施設整備や環境改善を行い、こどもと保護者が過ごしやすいまちづくりを目指します。	こども未来課

基本目標4 子育てと仕事が両立できる島

■仕事と家庭の調和に向けた支援

(1) 仕事と家庭との両立の推進

【取組の方向性】

育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用のため、情報提供や相談支援等を行い、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	「対馬市男女共同参画計画」の内容を踏まえ、父親・母親の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。	総務課

(2) 仕事と子育てとの両立の推進

【取組の方向性】

家庭内における育児負担が女性に集中していることから、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てに向けた支援を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
子育て家庭の望ましい働き方の実現に向けた周知・啓発	市民だけでなく事業所や地域社会などに向けて、子育て世帯の労働環境や雇用環境の改善・充実を目的とした周知・啓発を推進します。	こども未来課



基本目標5 こどもが健やかに成長できる島

■きめ細かな対応が必要なこどもとその家庭への支援

(1) ひとり親家庭等への支援

【取組の方向性】

貧困の連鎖を防止するため、経済的支援や就労支援といった、それぞれの家庭に寄り添った支援を行い、ひとり親家庭等の安定した生活の実現を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭の生活支援のための講演会・研修会等を実施し、生活の向上を図ります。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金事業	就業促進を図るため、就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の6割の額（上限20万円、下限1万2千円）を支給し、生活費の負担軽減を行います。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	専門的な資格取得を容易にするため、ひとり親家庭の母又は父が6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。また、就学期間終了後に修了支援給付金を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の方で、修学等自立促進に必要な事情などにより、保育サービス等を一時的に必要とする世帯へ家庭生活支援員を派遣し、必要な支援・保育等を行います。	こども未来課

(2) 低所得者への支援

【取組の方向性】

経済的支援などを通して、こどもが生まれ育った世帯の事情や貧困の状況などに左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境の整備を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	市が指定する学習塾・学童保育事業所等を利用した場合の利用料を助成（ひとり月額上限1万円）します。	保護課

事業・取組名	内 容	担当課
対馬市奨学資金	経済的な理由により就学が困難な学生を応援するため、奨学金を貸与します。(貸与期間終了後、市内定住や就業などの一定条件を満たした場合、返還すべき奨学金の返還を猶予・免除)	教育総務課
学校給食基本物資補助金	学校給食で提供する基本物資(米、パン、牛乳)の一部を補助します。	学校教育課

(3) 障がい児等への支援

【取組の方向性】

「対馬市障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」の取組と連携し、乳幼児期からの疾病・障がいの早期発見や適切な医療及び発達支援の充実に努めます。また、保護者に向けた相談支援体制の整備を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
障害児通所支援事業	発達に心配のある子どもや障がいを持つ子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	福祉課
障害児保育事業	私立保育園等において、障がい児担当保育士等の雇用経費を補助して、障がい児の積極的な受入体制を整備し、保護者の育児・就労支援を行います。	こども未来課
対馬市教育相談会	障がいのある子どもへの適切な教育支援のために、保護者に対して相談事業及び就学に関する情報提供を行い、今後の支援のあり方について助言を行います。(年2回)	学校教育課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。	福祉課
障害児福祉手当	身体または精神(知的を含む)に重度の障害があり、常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対し手当を支給します。	福祉課
対馬市特別支援学校就学援助費	特別支援学校へ就学している児童・生徒について、就学を奨励することを目的に特別支援学校就学援助費を給付します。	学校教育課

(4) ヤングケアラーへの支援

【取組の方向性】

ヤングケアラーについては、関係機関と連携して、対象者の早期発見・把握に努めるとともに、必要な支援に円滑につなげることができるように支援体制の整備を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
ヤングケアラーの早期発見・把握	ヤングケアラーに関する理解を深めるための啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化し、早期発見・把握に努めます。	学校教育課 こども未来課
実態把握及び研修の実施	ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うとともに、関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	こども未来課
相談支援体制の整備	県や支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制の整備に努めます。	こども未来課
こども家庭センターの設置（再掲）	対馬市こども家庭センター(令和7年4月1日設置)において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。	こども未来課

(5) ひきこもり対策の推進

【取組の方向性】

ひきこもりの状態となった原因を的確に捉え、不登校の当事者に配慮した相談できる環境の整備や支援体制の充実を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
ひきこもり支援の相談窓口の周知	市や県の相談窓口や相談会等を周知し、ひきこもり当事者や家族とその支援者が適切な相談を受けることができるよう支援します。	こども未来課
こども家庭センターの設置（再掲）	対馬市こども家庭センター(令和7年4月1日設置)において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。	こども未来課

(6) こどもと親のきずなづくりへの支援

【取組の方向性】

児童虐待の防止に向けて、こどもと親が良好な信頼関係を築くことができるように、関係機関が連携した子育て支援を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
児童虐待ゼロプロジェクト事業	妊娠から出産後まで親子と深い関わりを持つ医療機関と、市（母子保健部局）が情報を共有し、市と医療機関の連携による、切れ目のない支援を行うことで楽しい子育てをサポートし、児童虐待を未然に防止します。	健康増進課
こども家庭センターの設置（再掲）	対馬市こども家庭センター(令和7年4月1日設置)において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。	こども未来課

(7) 学童期・思春期における保健対策の推進

【取組の方向性】

精神的な悩み等、思春期のこどもの心の問題を解決するために、実態の把握及びこどもとその保護者が相談しやすい体制の充実を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
教育支援センター みちしるべ	不登校、不登校傾向の児童生徒に対して、学校適応、学校復帰等を目指した指導支援を行います。	学校教育課
保育所等訪問	各地区の就学担当、保健師とともに保育所、幼稚園、こども園を訪問し、就学前の児童の実態把握を行います。	学校教育課

基本目標6 こども・若者がいきいきと生活できる島

■こどもや若者が希望を持って生きていくための支援

(1) ふるさと学習を通じた郷土愛の育成

【取組の方向性】

ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましいこどもを育むことを目的として、交流活動や体験学習の機会創出を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
子ども夢づくり基金事業	市内の学校に在学する児童生徒の文化活動、体験活動、国際交流活動、地域間交流活動、スポーツ活動、就学支援活動等に要する経費に係る支援を目的に基金を設け、次代を担うこどもたちの育成を図ります。	こども未来課
しまのリーダーチャレンジ事業	離島に住む小学5・6年生を対象に、本県を代表する施設やSDGsを推進する企業の訪問など、多様な体験や交流の場を創出することで本県の魅力を発見・実感し、誇りや愛着を深めるとともに、ふるさとを担っていく意欲やリーダー意識を高める契機とします。	生涯学習課

(2) こども・若者の希望を実現するための取組

【取組の方向性】

若者のライフスタイルや価値観が多様化するなか、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望が叶えられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
不妊治療の支援	長崎県が実施する長崎県不妊治療費助成金について周知を行い、不妊治療に対する負担の軽減に努めます。	健康増進課
対馬縁結び支援事業	縁結びイベントの開催や専門のコーディネーターによるサポート等、出会いから交際、結婚までを切れ目なく支援します。	地域づくり課

事業・取組名	内 容	担当課
対馬市結婚新生活支援事業	婚姻に伴う新生活に係る経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、夫婦のうち、年齢の高い方が29歳以下の場合60万円まで、39歳以下の場合30万円まで補助金を交付します。	地域づくり課

(3) 人材の確保・育成の推進

【取組の方向性】

島内外の優秀な人材確保に向けた取組を推進するとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供できるよう、幼稚園教諭・保育士の研修等の実施を推進します。

事業・取組名	内 容	担当課
インターンシップ人材確保支援事業	島内外の学生および移住希望者が対馬市内の事業所で行う就業体験（インターンシップ）について、旅費・交通費の補助や事業者とのマッチングを支援します。	地域づくり課
保育士等応援事業	幼児教育・保育の質の向上と保育士等の離職防止を図るため、園内研修等の実施により幼児教育・保育の質の向上を図ります。	こども未来課



第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び対馬市における教育・保育提供区域の設定は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

対馬市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 人口推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を平成31年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	127	137	131	126	121	117
1歳	137	132	143	136	132	126
2歳	161	137	132	142	136	131
3歳	176	155	132	127	137	131
4歳	184	174	153	130	125	135
5歳	160	178	168	148	126	122
6歳	198	153	171	161	142	121
7歳	196	190	147	164	155	136
8歳	213	189	183	142	158	149
9歳	199	209	184	179	139	154
10歳	183	195	204	180	175	136
11歳	214	179	191	200	177	172
合計	2,148	2,028	1,939	1,835	1,723	1,630

(単位：人)

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

【保育を必要とする事由】

①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居又は長期入院している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVの恐れがあること ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		49	447	58	92	111
確保方策	幼稚園	210				
	認定こども園幼稚園	119				
	認定こども園保育所		193	28	90	
	認可保育所		411	48	149	
	②確保方策の合計	329	604	76	239	
②-①		280	157	18	36	

■令和8年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		44	399	56	99	107
確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園幼稚園	134				
	認定こども園保育所		264	40	135	
	認可保育所		325	36	104	
	②確保方策の合計	134	589	76	239	
②-①		90	190	20	33	

■令和9年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		39	357	54	94	115
確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園幼稚園	134				
	認定こども園保育所		264	40	135	
	認可保育所		325	36	104	
	②確保方策の合計	134	589	76	239	
②-①		95	232	22	30	

■令和10年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		37	342	51	92	110
確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園幼稚園	134				
	認定こども園保育所		264	40	135	
	認可保育所		325	36	104	
	②確保方策の合計	134	589	76	239	
②-①		97	247	20	37	

■令和11年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		36	340	50	87	106
確保 方 策	幼稚園	0				
	認定こども園幼稚園	134				
	認定こども園保育所		264	40	135	
	認可保育所		325	36	104	
	②確保方策の合計	134	589	76	239	
②-①		98	249	26	46	

量の見込み	ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年度の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。市全体として幼児教育・保育のニーズは確保されていますが、今後のニーズの更なる増加や、地域間の利便性の格差、「対馬市幼児教育・保育現場に係る運営方針」等を踏まえ、あらゆる状況を考慮しつつ、更なる体制の充実に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。提供区域は全市として、事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：箇所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では令和3年度より事業を実施しています。今後も相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。また、対馬市こども家庭センター(令和7年4月1日設置)において、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
箇所数	5	5	5	5	5
確保方策	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	現在、市内の5か所で実施しています。今後も現状の受け入れ態勢を維持し、ニーズに対応します。

(3) 一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

◆量の見込みと確保方策

(幼稚園型)

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	720	720	720	720	720
箇所数	3	4	4	4	4
確保方策	720	720	720	720	720

(一般型)

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
箇所数	4	5	5	5	5
確保方策	150	150	150	150	150

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	現在、市内の4か所で実施しています。今後は実施個所の増加も含めて、状況に応じて事業内容を検討していきます。

(4) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：回／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳を交付する際に、無料で14回分の妊婦健康診査を受診できる「妊婦健康診査受診票」を交付します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	130	125	125	120
確保方策	130	130	125	125	120

量の見込み	近年の訪問実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	保健師等による実施体制をつくり、乳児がいる全ての家庭を訪問します。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

量の見込み	近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳交付時のアンケートや乳児家庭全戸訪問、各種健康診査の状況を参考にしつつ、産婦人科及び小児科と情報を共有して実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

こども（生後4か月から小学6年生まで）を有する子育て中の保護者を会員として、育児援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策

（単位：件／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80	80	100	100	100
確保方策	100	100	120	120	120

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	近年は、援助会員及び依頼会員ともに増加傾向にあります。更なる提供会員の確保と人材の育成に取り組むとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じて、事業の周知を行います。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となったことについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、本市での当該事業の実施はありません。計画期間内における実施について、状況を勘案しながら事業実施について検討します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

◆量の見込みと確保方策

（単位：人／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	200	200	200	200
箇所数	9	10	10	10	10
確保方策	200	200	200	200	200

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	現在、市内の保育所・認定こども園7園で実施しています。今後は現状の受け入れ態勢を拡大し、ニーズに対応します。

(10) 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	200	200	200	200	200
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	200	200	200	200	200

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	現在事業を実施している2箇所事業を実施し、ニーズに対応していきます。今後は市内広域で事業の利用ができるよう、実施場所の拡充を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	84	94	89	78	67
	2年生	95	74	82	78	68
	3年生	57	55	43	47	45
	4年生	31	28	27	21	23
	5年生	14	14	13	12	10
	6年生	5	6	6	5	5
	合計	286	271	260	241	218
箇所数		7	7	7	7	7
確保方策		340	340	340	340	340

量の見込み	実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を算出し、各学年共に利用率が今後増加することを見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

(12) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	—	8	8	7	7
	1歳児	—	3	3	3	3
	2歳児	—	2	2	3	3
確保方策	0歳児	—	8	8	7	7
	1歳児	—	3	3	3	3
	2歳児	—	2	2	3	3

量の見込み	本事業については、事業実施の可能性がある事業者の方針等も定まっていないため、本計画においては暫定値として量の見込みを設定しています。
確保方策	本市では令和8年度より事業の実施を予定しています。保育所等における受入可能数を把握しつつ、事業の充実を目指します。

(13) 産後ケア事業

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		50	50	50	50	50
確保方策		50	50	50	50	50

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳交付時に、産後ケア事業（産後ケア外来・宿泊ケア）の周知を行います。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	130	130	130	130
確保方策	130	130	130	130	130

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳交付時に面談を実施し、妊娠8ヶ月の時に電話や必要があれば訪問による面談を行います。産後は、乳児家庭全戸訪問事業とあわせて訪問します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

本事業は、現在対馬市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありませんが、社会情勢の動向を踏まえ、将来的な事業実施について引き続き検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本事業は、現在対馬市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありませんが、社会情勢の動向を踏まえ、将来的な事業実施について引き続き検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本事業は、現在対馬市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありませんが、社会情勢の動向を踏まえ、将来的な事業実施について引き続き検討します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、こども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

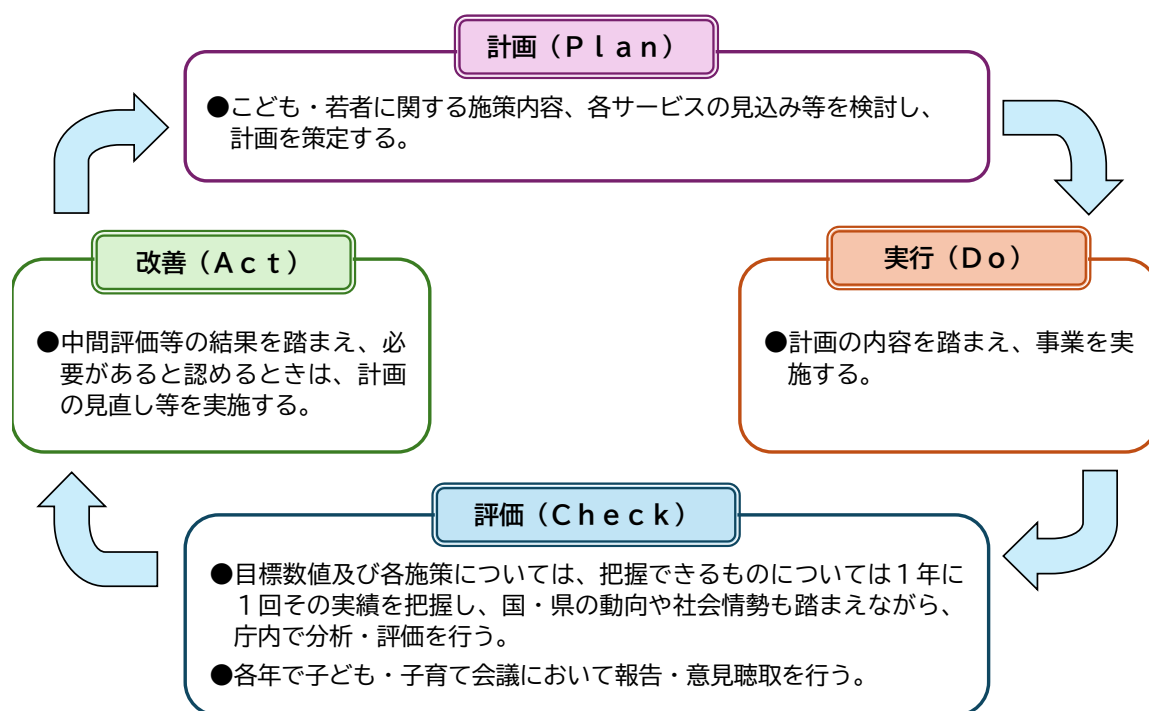
関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、各々の連携を強化し、全てのこどもたちの育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「対馬市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



3 庁内及び関係機関等との連携

計画に位置付けた取組を推進するにあたっては、福祉関係部署をはじめとした市長部局や教育委員会、教育・保育施設、社会福祉協議会、児童相談所などの関係機関及び地区等との横断的な連携が必要不可欠であることから、包括的な相談支援体制を構築し、関係機関等の連携強化に取り組めます。

また、取組の中には制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあることから、必要に応じて県及び近隣市町村等と連携しながら取組を推進します。

4 こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施できるよう、対馬市公共施設等総合管理計画を勘案して、子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）の必要な整備及び改修を行うにあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。



5 本計画における目標数値の一覧

	指標		現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	こども・若者の意見を聴取する機会の確保数 (回/年)		1	3
2	病児・病後児保育事業の実施個所数		2	2
3	対馬市は子育てがしやすいまちだと感じている 市民の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	40.0%	60.0%
		就学児	39.5%	60.0%
4	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談で きる場所がある保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	86.4%	95.0%
		就学児	82.0%	95.0%
5	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	61.4%	40.0%
		就学児	62.8%	40.0%
6	今の自分が好きだと思うこども・若者の割合 (こども計画策定に係るアンケート調査、 若者向け調査：%)	小 5	80.2%	90.0%
		中 2	63.3%	75.0%
		高 2	54.6%	70.0%
		若者	56.5%	70.0%
7	将来、対馬市で生活していきたいと思うこどもの 割合 (こども計画策定に係るアンケート調査：%)	小 5	23.0%	35.0%
		中 2	24.3%	35.0%
		高 2	16.2%	30.0%
8	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	63.8%	80.0%
		就学児	61.1%	80.0%
9	自分の将来に希望を持っている若者の割合 (若者向け調査：%)		61.7%	80.0%

資料編

対馬市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月1日

条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、対馬市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) その他市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させる必要があると認められるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年3月20日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第46号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第13号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和4年12月12日条例第26号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

対馬市子ども・子育て会議委員名簿

番号	構 成	氏 名	備考 (条例第3条第2項各号)
1	公立保育所保護者 (雞知保育所)	築 城 公 則	第1号(保護者)
2	公立幼稚園保護者 (比田勝こども園)	半 田 隆 博	第1号(保護者) ※令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
3	私立保育所保護者 (厳原南保育園)	相 馬 昂 翔	第1号(保護者) ※令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
4	公立幼稚園・こども園従事者 (比田勝こども園)	村 瀬 敏 智	第2号(事業に従事する者)
5	私立保育所従事者 (厳原南保育園)	扇 小百合	第2号(事業に従事する者)
6	認定こども園従事者	安 田 親 男	第2号(事業に従事する者)
7	子育て援助活動支援事業従事者	阿比留 真	第2号(事業に従事する者)
8	家事育児支援センター	川 上 のぞみ	第2号(事業に従事する者)
9	地域子育て支援センター	阿比留 奈 都	第2号(事業に従事する者)
10	放課後児童健全育成	島 居 佳都雄	第2号(事業に従事する者)
11	民生児童委員・主任児童委員	多 田 仁 美	第3号(学識経験を有する者)
12	子育てボランティア	吉 田 千鶴代	第3号(学識経験を有する者)
13	公募委員	佐 伯 真 悟	第4号(公募)
14	教育委員会 学校教育課	坂 本 宗 洋	第5号(関係行政機関) ※令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
15	保健部 健康増進課	佐 藤 久	第5号(関係行政機関) ※令和6年4月1日～ 令和7年3月31日

対馬市こども計画

発行日：令和7年3月

発 行：対馬市福祉事務所（福祉部こども未来課）

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-1117 FAX：0920-58-2551



対馬市

